

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年8月29日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大崎 能正
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4721
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	楽天資産形成ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

楽天資産形成ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）

愛称として、「楽天525」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初の1口当たり元本は1円（1万口当たり元本金額は1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

上限 1,000億円とします。

上記金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

取得申込日がニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合は、取得申込の受付は行いません（この場合、収益分配金の再投資に係る追加申込に限ってこれを受付けるものとします。）。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）*を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

*消費税率が10%となった場合は3.3%（税抜3.0%）となります。

分配金再投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

（７）【申込期間】

2019年8月30日から2020年2月28日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、当該申込に係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年1回（11月30日。休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

楽天資産形成ファンド（愛称：楽天525）は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券インデックス・マザーファンド（以下、総称してまたは各マザーファンドを「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象として運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本 北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア 中南米	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり () なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分固定型）））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの）を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限 1,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の伝統的資産（株

- 式・債券)に分散投資を行うことにより、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。株式、公社債に直接投資する場合があります。
2. 基本資産配分比率は、明治安田アセットマネジメント株式会社の年金運用にて長年培われてきたアセットアロケーション手法を活用し、決定します。基本資産配分比率は原則として年1回見直します。
 3. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。
 - <明治安田アメリカ株式マザーファンド>
原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
 - <明治安田欧州株式マザーファンド>
原則として行いません。
 - <明治安田アジア株式マザーファンド>
原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
 - <明治安田外国債券インデックス・マザーファンド>
原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

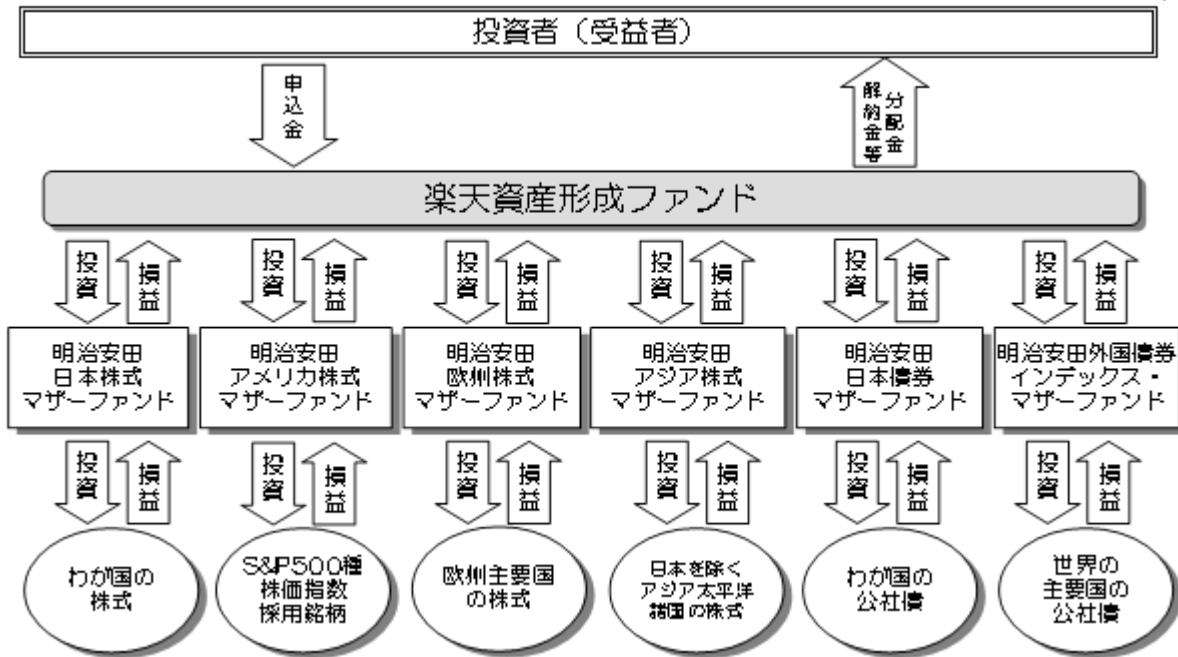
2008年12月1日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2010年10月1日	<p>ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継</p> <p>「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、「安田外国債券インデックス・マザーファンド」から「明治安田外国債券インデックス・マザーファンド」へ、「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、「安田アジア株マザーファンド」から「明治安田アジア株式マザーファンド」へ、ファンド名変更</p>
2011年4月1日	明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント(アメリカズ)インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除

当ファンドのマザーファンドである、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンドおよび明治安田日本債券マザーファンドについては2000年1月28日に、明治安田アメリカ株式マザーファンドについては2000年4月25日に、明治安田アジア株式マザーファンドについては2002年9月30日に、明治安田外国債券インデックス・マザーファンドについては2008年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

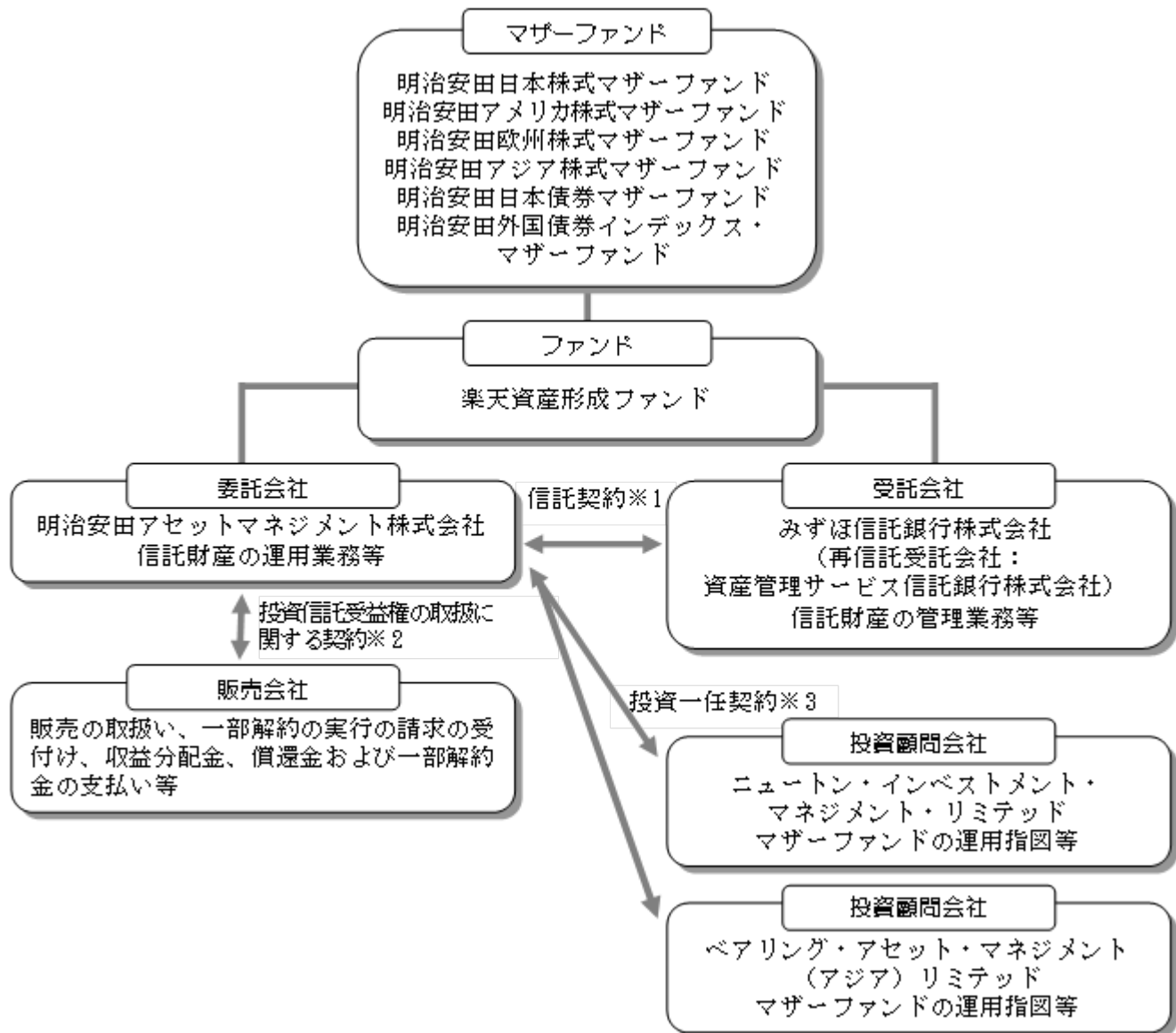
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： みずほ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社
 - a. 「ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド」
（「ニュートン社」ということがあります。）
「明治安田欧州株式マザーファンド」の運用の指図を行います。
 - b. 「ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッド」
（「ベアリング社」ということがあります。）
「明治安田アジア株式マザーファンド」の運用の指図を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年 2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年 7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年 4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・ エム・ベー・ハー	ドイツ,60323 フランクフルト・ アム・マイン,ポッケンハイマー・ ラントシュトラーセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券インデックス・マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式、公社債に直接投資する場合があります。

投資態度

1. 日本を含む世界の伝統的資産（株式・債券）に分散投資を行うことにより、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。
2. 基本資産配分比率は、明治安田アセットマネジメント株式会社の年金運用にて長年培われてきたアセットアロケーション手法を活用し、決定します。なお、基本資産配分比率は原則として年1回見直します。
3. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。
 - 「明治安田アメリカ株式マザーファンド」
原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
 - 「明治安田欧州株式マザーファンド」
原則として行いません。
 - 「明治安田アジア株式マザーファンド」
原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
 - 「明治安田外国債券インデックス・マザーファンド」
原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行うことがあります。
4. 対象インデックスとの連動を維持するため、明治安田外国債券インデックス・マザーファンドを通じて実質投資比率が100%を超える場合があります。
5. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、前記の運用と異なる場合があります。

マザーファンドの運用手法

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
明治安田 日本株式 マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	経済・社会動向の調査や企業調査において、グローバル・ベースのアプローチを行うと同時に、データ化された調査結果に基づいた個別銘柄選定により、超過収益の獲得を目指した運用を行います。
明治安田 アジア株式 マザーファンド	ベアリング・ アセット・マネジメント (アジア)リミテッド	アジア諸国および企業の、成長性、流動性、通貨、マネージメント、およびバリュエーションの調査を行いつつ、ポートフォリオの構築を行います。
明治安田 日本債券 マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	デュレーション・リスクを限定的に留め、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。
明治安田 外国債券 インデックス・ マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用、ヘッジなし・円ベース）に連動する運用成果を目指します。為替や金利見通しにはベットせず、通貨アロケーション、デュレーションはベンチマーク・ニュートラルを意識します。

マザーファンドの投資方針

<明治安田日本株式マザーファンド>

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

1. わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

投資態度

1. S&P500種株価指数（円換算ベース）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
8. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合があります。

S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。

「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

クオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の価格変動に影響を与えるファクターを分解・解析した上で数値化し、計量分析によってポートフォリオ（ファンドの組入銘柄群）を構築する手法です。運用にあたっては、その結果に忠実に従って運用します。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

1. 欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ指数（円換算ベース）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
5. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。
10. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

MSCIヨーロッパ指数は、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。

MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

< 明治安田アジア株式マザーファンド >

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象

日本を除くアジア太平洋諸国の株式（DR(預託証券)、カントリーファンドを含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

1. 主として日本を除くアジア太平洋諸国の株式（DR(預託証券)、カントリーファンドを含みます。）を投資対象として、長期的な運用を行います。
2. 株式の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向によっては、弾力的に変更を行うことがあります。投資にあたっては、流動性に配慮しつつ、企業の利益成長性や株価水準が企業の利益成長に対して割安と判断される銘柄に投資します。
3. MSCIオール・カントリー・ファー・イースト・フリー（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指した運用を行います。
4. 日本を除くアジア太平洋諸国の株式等（DR(預託証券)、カントリーファンドを含みます。）の運用指図に関する権限はベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドに委託を行います。
5. 外貨建資産の為替ヘッジは原則として行いません。
6. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、前記の運用と異なる場合があります。

MSCIオール・カントリー・ファー・イースト・フリー（除く日本）とは、日本を除くアジア諸国の企業の株価から構成される指数（インデックス）です。

MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

<明治安田日本債券マザーファンド>

基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

1. わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
2. FTSE日本国債インデックス をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、内外いずれかの格付会社からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付 を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
5. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
10. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE日本国債インデックスは、日本の代表的な国債のパフォーマンスを時価総額加重平均で表しています。

FTSE日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

格付とは、格付会社によって国や企業が発行する債券に付与される等級のことをいいます。債券の信用力や元本や利息の支払い能力等を格付会社が総合的に分析し、ランク付けしたものです。格付については、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ社（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P）等の格付会社によって付与される格付を用います。

<明治安田外国債券インデックス・マザーファンド>

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資対象

世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

1. 主として、世界の主要国の公社債を投資対象として、長期的な運用を行います。
2. FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
3. 対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率が100%を超える場合があります。
4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
5. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、前記の運用と異なる場合があります。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として1. から6. までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドのほか、次の7. から28. までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド

2. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

3. 明治安田欧州株式マザーファンド

4. 明治安田アジア株式マザーファンド

5. 明治安田日本債券マザーファンド

6. 明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

7. 株券または新株引受権証券

8. 国債証券

9. 地方債証券

10. 特別の法律により法人の発行する債券

11. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

12. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

13. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

14. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

15. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

16. コマーシャル・ペーパー

17. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

18. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から17. の証券または証書の性質を有するもの

19. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

20. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

21. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

22. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

23. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

24. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

25. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

26. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

27. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

28. 外国の者に対する権利で前27. の有価証券の性質を有するもの

なお、7. の証券または証書、18. ならびに23. の証券または証書のうち7. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、8. から12. までの証券ならびに18. および23. の証券または証書の

うち8. から12. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、19. および20. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

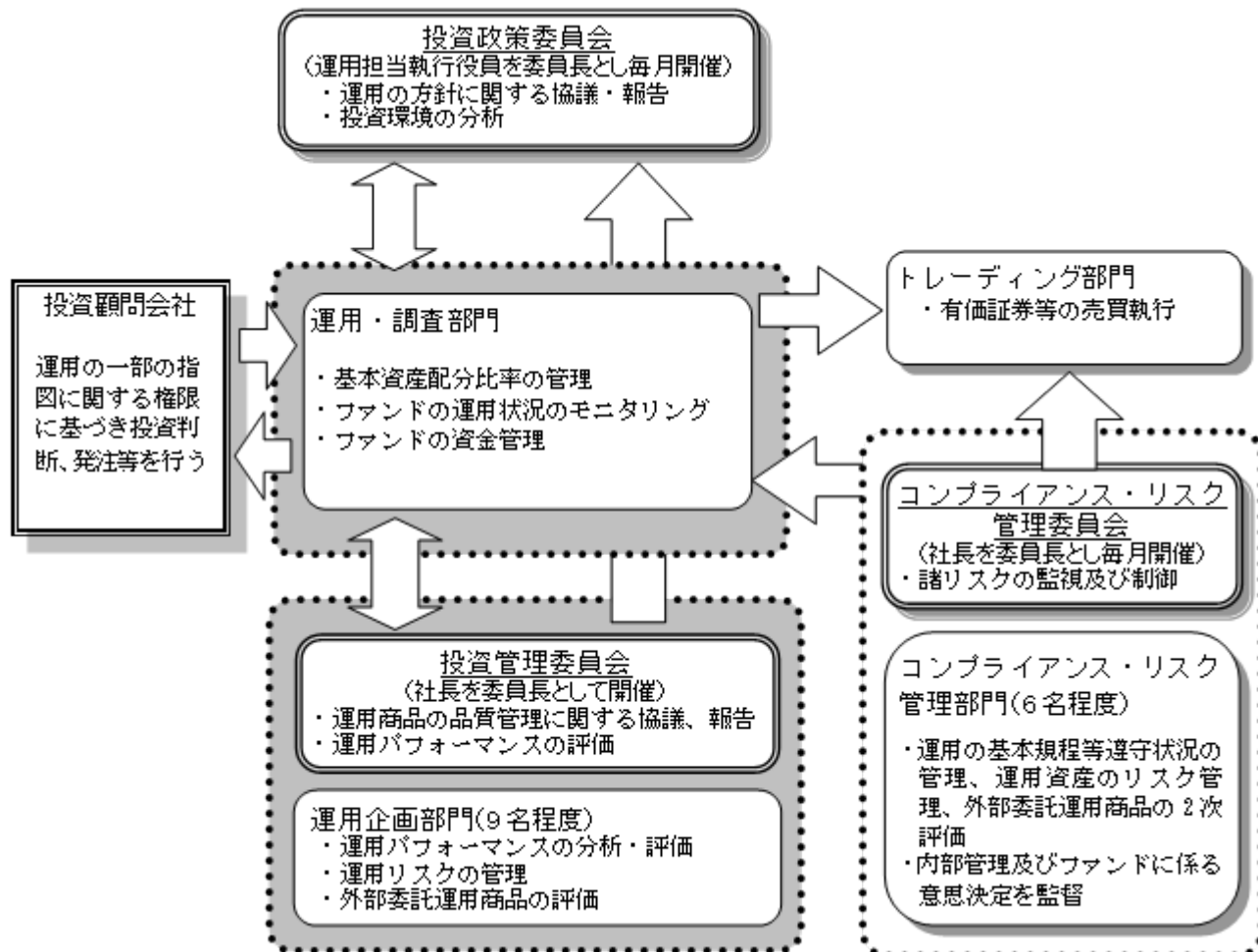
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用ガイドライン等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用ガイドライン等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。必要に応じて投資顧問会社（外部委託先）に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。必要に応じて投資顧問会社（外部委託先）に対し評価結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ（<http://www.myam.co.jp/>）の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年1回（毎年11月30日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額にみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

前におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として決算日から起算して5営業日までに)、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

（５）【投資制限】

信託約款に基づく主な投資制限

株式等への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、
2. 前1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出により取得する株券

- e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 前1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1.の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

楽天資産形成ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内外の株式や債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

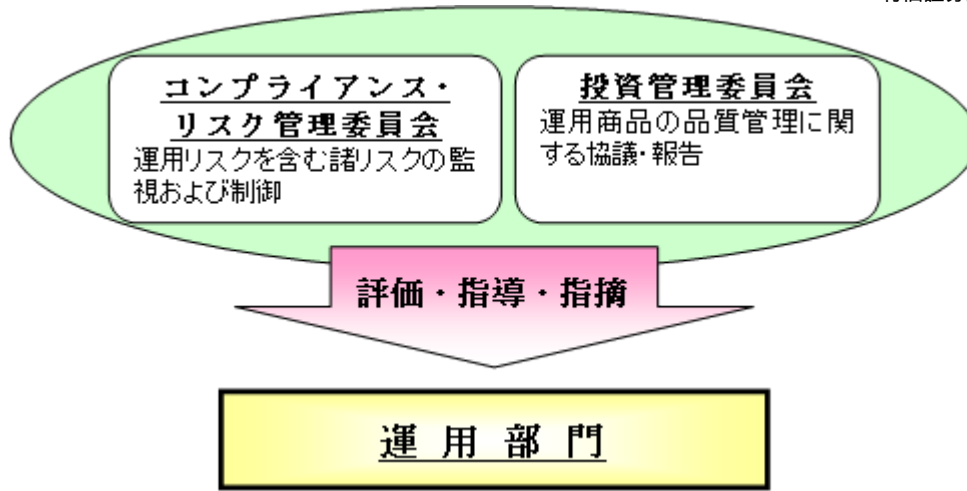
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 参考情報

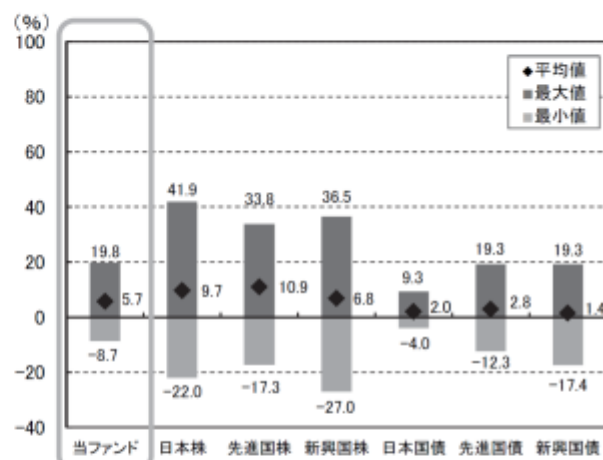
当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2014年7月～2019年6月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	J.P.モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

< 代表的な資産クラスの指数について >

東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、3.24%（税抜3.0%）*を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

詳細については、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明・事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

*消費税率が10%となった場合は3.3%（税抜3.0%）となります。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年0.54%（税抜0.5%）*の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

*消費税率が10%となった場合は年0.55%（税抜0.5%）となります。

<内訳>

配分	料率（年率）
委託会社	0.27%（税抜0.25%）
販売会社	0.216%（税抜0.2%）
受託会社	0.054%（税抜0.05%）
合計	0.54%（税抜0.5%）

消費税率が10%となった場合

配分	料率（年率）
委託会社	0.275%（税抜0.25%）
販売会社	0.22%（税抜0.2%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）
合計	0.55%（税抜0.5%）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦收受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している各投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、当ファンドに係る金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
-------	--------	------

明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額 が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
明治安田 アジア株式 マザーファンド	ベアリング・ アセット・マネジメント (アジア)リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の55の率を乗じて得た額

明治安田欧州株式マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除して得られる額です。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0054%（税抜0.005%）*を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産中から支弁します。

*消費税率が10%となった場合は年0.0055%（税抜0.005%）となります。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息等がある場合には、その実費を信託財産中でご負担いただきます。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

個別元本について

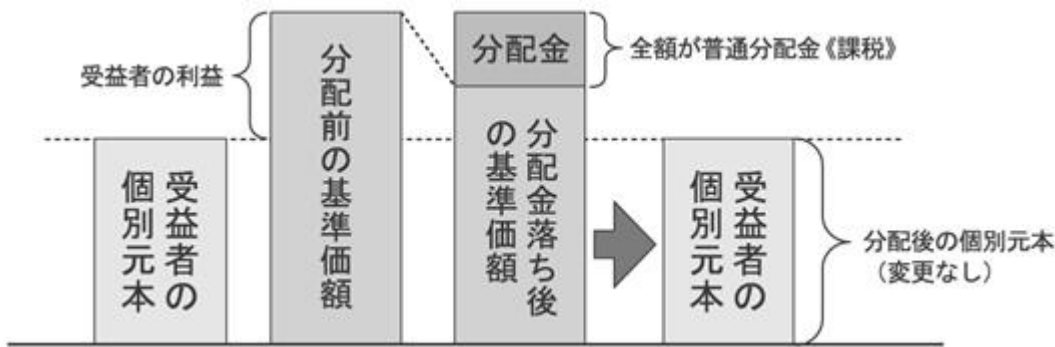
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

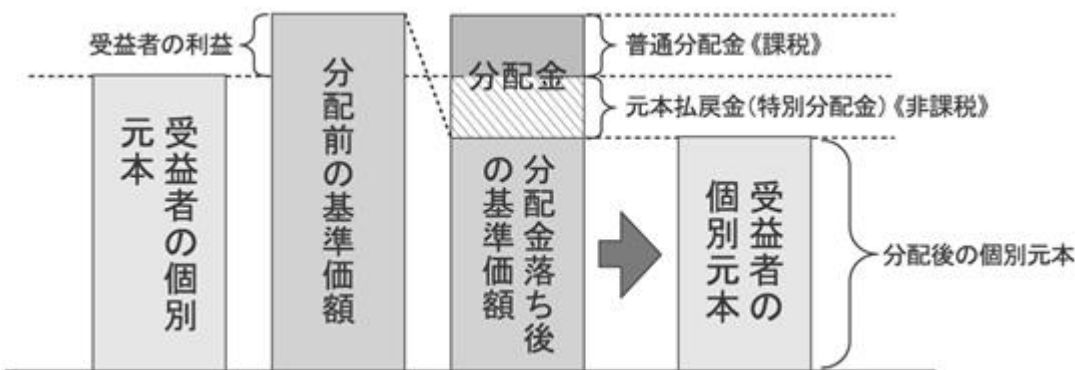
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は2019年6月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は当ファンドの後に記載されています。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,652,003,795	97.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		141,928,146	2.96
合計(純資産総額)		4,793,931,941	100.00

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 マザーファンド	1,044,501,407	1.5124	1,579,703,928	1.5747	1,644,776,365	34.31
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 マザーファンド	986,456,553	1.3546	1,336,314,083	1.2461	1,229,223,510	25.64
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	302,413,906	2.6635	805,480,052	2.6936	814,582,097	16.99
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 インデックス・ マザーファンド	470,825,554	1.3139	618,617,696	1.3324	627,327,968	13.09
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式 マザーファンド	147,514,934	1.9087	281,561,755	1.9466	287,152,570	5.99
6	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アジア株式 マザーファンド	9,348,682	4.9825	46,579,809	5.2351	48,941,285	1.02

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.04
合計	97.04

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2009年11月30日)	247,584,368	247,584,368	10,311	10,311
第2期計算期間末 (2010年11月30日)	499,239,302	499,239,302	10,553	10,553
第3期計算期間末 (2011年11月30日)	684,274,146	684,274,146	9,949	9,949
第4期計算期間末 (2012年11月30日)	877,372,660	878,955,083	11,089	11,109
第5期計算期間末 (2013年12月 2日)	1,347,075,211	1,348,849,731	15,182	15,202
第6期計算期間末 (2014年12月 1日)	1,923,635,003	1,925,874,337	17,180	17,200
第7期計算期間末 (2015年11月30日)	2,766,110,222	2,769,176,279	18,043	18,063
第8期計算期間末 (2016年11月30日)	3,416,865,670	3,420,721,297	17,724	17,744
第9期計算期間末 (2017年11月30日)	4,232,218,691	4,236,501,939	19,762	19,782
第10期計算期間末 (2018年11月30日)	4,836,925,558	4,841,934,807	19,312	19,332
2018年 6月末日	4,730,921,675		19,664	
7月末日	4,818,680,082		19,831	
8月末日	4,868,889,151		19,839	
9月末日	4,994,794,352		20,259	
10月末日	4,777,102,580		19,205	
11月末日	4,836,925,558		19,312	
12月末日	4,603,993,653		18,327	
2019年 1月末日	4,749,681,296		18,802	
2月末日	4,842,081,881		19,213	
3月末日	4,853,606,852		19,299	
4月末日	4,844,537,190		19,477	
5月末日	4,715,637,509		18,889	
6月末日	4,793,931,941		19,189	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2008年12月 1日～2009年11月30日	0
第2期計算期間	2009年12月 1日～2010年11月30日	0
第3期計算期間	2010年12月 1日～2011年11月30日	0
第4期計算期間	2011年12月 1日～2012年11月30日	20
第5期計算期間	2012年12月 1日～2013年12月 2日	20
第6期計算期間	2013年12月 3日～2014年12月 1日	20
第7期計算期間	2014年12月 2日～2015年11月30日	20
第8期計算期間	2015年12月 1日～2016年11月30日	20
第9期計算期間	2016年12月 1日～2017年11月30日	20
第10期計算期間	2017年12月 1日～2018年11月30日	20

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	2008年12月 1日～2009年11月30日	3.11
第2期計算期間	2009年12月 1日～2010年11月30日	2.35
第3期計算期間	2010年12月 1日～2011年11月30日	5.72
第4期計算期間	2011年12月 1日～2012年11月30日	11.66
第5期計算期間	2012年12月 1日～2013年12月 2日	37.09
第6期計算期間	2013年12月 3日～2014年12月 1日	13.29
第7期計算期間	2014年12月 2日～2015年11月30日	5.14
第8期計算期間	2015年12月 1日～2016年11月30日	1.66
第9期計算期間	2016年12月 1日～2017年11月30日	11.61
第10期計算期間	2017年12月 1日～2018年11月30日	2.18
第11期中間計算期間	2018年12月 1日～2019年 5月31日	2.19

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間	2008年12月 1日～2009年11月30日	307,852,455	67,744,236
第2期計算期間	2009年12月 1日～2010年11月30日	353,074,978	120,112,902
第3期計算期間	2010年12月 1日～2011年11月30日	367,321,320	152,641,012
第4期計算期間	2011年12月 1日～2012年11月30日	273,732,131	170,270,971
第5期計算期間	2012年12月 1日～2013年12月 2日	351,720,377	255,672,126
第6期計算期間	2013年12月 3日～2014年12月 1日	566,106,756	333,699,643
第7期計算期間	2014年12月 2日～2015年11月30日	722,635,413	309,273,854
第8期計算期間	2015年12月 1日～2016年11月30日	627,902,610	233,117,736
第9期計算期間	2016年12月 1日～2017年11月30日	692,596,682	478,786,119
第10期計算期間	2017年12月 1日～2018年11月30日	768,238,699	405,238,196
第11期中間計算期間	2018年12月 1日～2019年 5月31日	221,277,029	229,420,342

(注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

. 明治安田日本株式マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,527,133,190	97.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		86,952,364	2.41
合計(純資産総額)		3,614,085,554	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	25,600	6,796.64	173,993,994	6,688.00	171,212,800	4.74
2	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	20,500	4,710.76	96,570,601	5,017.00	102,848,500	2.85
3	日本	株式	三井住友 フィナンシャルグループ	銀行業	23,900	3,937.36	94,103,010	3,806.00	90,963,400	2.52
4	日本	株式	村田製作所	電気機器	17,300	4,997.02	86,448,475	4,840.00	83,732,000	2.32
5	日本	株式	三菱商事	卸売業	29,300	3,148.26	92,244,287	2,840.00	83,212,000	2.30
6	日本	株式	日本電気	電気機器	19,000	3,678.03	69,882,668	4,240.00	80,560,000	2.23
7	日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	銀行業	148,200	507.16	75,161,688	512.00	75,878,400	2.10
8	日本	株式	花王	化学	8,700	7,782.92	67,711,431	8,210.00	71,427,000	1.98
9	日本	株式	セブン&アイ・ ホールディングス	小売業	18,800	4,222.83	79,389,366	3,648.00	68,582,400	1.90
10	日本	株式	日本ユニシス	情報・通信業	17,500	2,986.84	52,269,781	3,615.00	63,262,500	1.75
11	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	12,100	4,000.93	48,411,273	5,165.00	62,496,500	1.73
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	11,200	5,364.56	60,083,161	5,399.00	60,468,800	1.67
13	日本	株式	キーエンス	電気機器	900	56,568.56	50,911,704	66,130.00	59,517,000	1.65
14	日本	株式	九州旅客鉄道	陸運業	18,700	3,779.41	70,675,127	3,140.00	58,718,000	1.62
15	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	24,300	2,734.06	66,437,801	2,379.50	57,821,850	1.60
16	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	36,400	1,481.49	53,926,495	1,535.00	55,874,000	1.55
17	日本	株式	信越化学工業	化学	5,500	9,234.03	50,787,169	10,035.00	55,192,500	1.53
18	日本	株式	エムスリー	サービス業	27,900	1,723.63	48,089,472	1,969.00	54,935,100	1.52
19	日本	株式	エーザイ	医薬品	9,000	8,536.83	76,831,514	6,091.00	54,819,000	1.52
20	日本	株式	三井化学	化学	20,500	2,794.81	57,293,610	2,667.00	54,673,500	1.51
21	日本	株式	三井不動産	不動産業	20,800	2,650.42	55,128,873	2,612.50	54,340,000	1.50
22	日本	株式	J X T Gホールディングス	石油・ 石炭製品	101,100	544.05	55,003,687	534.40	54,027,840	1.49
23	日本	株式	商船三井	海運業	20,800	2,659.48	55,317,245	2,579.00	53,643,200	1.48

24	日本	株式	パン・パシフィック・インター ナショナルホールディングス	小売業	7,800	6,954.49	54,245,044	6,840.00	53,352,000	1.48
25	日本	株式	アサヒグループ ホールディングス	食料品	10,800	4,796.34	51,800,560	4,845.00	52,326,000	1.45
26	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	2,400	24,232.61	58,158,286	21,580.00	51,792,000	1.43
27	日本	株式	任天堂	その他製品	1,300	34,039.22	44,250,986	39,490.00	51,337,000	1.42
28	日本	株式	東北電力	電気・ガス業	46,800	1,439.14	67,351,964	1,089.00	50,965,200	1.41
29	日本	株式	日立製作所	電気機器	12,800	3,595.89	46,027,436	3,949.00	50,547,200	1.40
30	日本	株式	大成建設	建設業	12,700	5,141.87	65,301,841	3,915.00	49,720,500	1.38

□. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	国内	水産・農林業	0.55
		建設業	1.92
		食料品	3.94
		繊維製品	1.36
		パルプ・紙	1.11
		化学	6.71
		医薬品	5.94
		石油・石炭製品	1.49
		ゴム製品	0.94
		ガラス・土石製品	1.70
		非鉄金属	1.35
		金属製品	0.75
		機械	5.13
		電気機器	14.25
		輸送用機器	6.42
		精密機器	2.11
		その他製品	1.69
		電気・ガス業	1.41
		陸運業	4.06
		海運業	1.48
		空運業	0.62
		情報・通信業	7.51
		卸売業	4.17
		小売業	4.59
		銀行業	5.82
		保険業	2.71
		その他金融業	0.58
不動産業	2.59		
サービス業	4.71		
合計		97.59	

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	2,370,086,439	92.66
投資信託受益証券	アメリカ	94,953,612	3.71
投資証券	アメリカ	74,715,975	2.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,159,872	0.71
合計(純資産総額)		2,557,915,898	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	7,560	13,299.93	100,547,505	14,460.02	109,317,815	4.27
2	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P 500 ETF TRUST		3,022	30,815.00	93,122,945	31,420.78	94,953,612	3.71
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア および機器	4,110	21,951.97	90,222,606	21,529.97	88,488,196	3.46
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	380	200,671.56	76,255,195	205,262.34	77,999,690	3.05
5	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・娯楽	1,980	19,198.76	38,013,559	20,426.20	40,443,886	1.58
6	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3,360	12,226.61	41,081,442	11,731.86	39,419,062	1.54
7	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	1,670	22,577.03	37,703,648	22,853.63	38,165,572	1.49
8	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	1,890	17,283.34	32,665,515	18,456.88	34,883,506	1.36
9	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,250	14,817.59	33,339,591	15,164.97	34,121,194	1.33
10	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	2,860	11,434.06	32,701,421	11,833.18	33,842,913	1.32
11	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	290	133,818.05	38,807,235	116,049.94	33,654,485	1.32
12	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	290	133,268.32	38,647,813	115,983.11	33,635,104	1.31

13	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	10,410	3,195.69	33,267,229	3,040.75	31,654,269	1.24
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3,860	8,745.00	33,755,711	8,172.63	31,546,382	1.23
15	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,360	21,945.42	29,845,773	22,314.68	30,347,973	1.19
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	1,060	25,991.90	27,551,417	28,143.96	29,832,607	1.17
17	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1,050	23,902.43	25,097,554	26,552.98	27,880,638	1.09
18	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,510	6,079.35	27,417,896	6,007.13	27,092,187	1.06
19	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	5,240	6,304.63	33,036,298	5,115.71	26,806,338	1.05
20	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	5,780	4,565.20	26,386,892	4,527.17	26,167,100	1.02
21	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	6,970	3,452.51	24,064,021	3,554.91	24,777,752	0.97
22	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	1,850	12,914.32	23,891,492	13,270.02	24,549,550	0.96
23	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	4,900	5,125.95	25,117,159	4,989.59	24,449,036	0.96
24	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	1,590	14,296.10	22,730,809	15,015.14	23,874,084	0.93
25	アメリカ	株式	BOEING CO/THE	資本財	560	40,779.49	22,836,518	39,237.71	21,973,121	0.86
26	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	3,470	6,243.19	21,663,893	6,170.97	21,413,292	0.84
27	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	3,420	5,843.49	19,984,753	6,119.23	20,927,795	0.82
28	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,300	7,889.15	18,145,045	9,036.03	20,782,882	0.81
29	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,350	4,244.77	18,464,751	4,681.31	20,363,741	0.80
30	アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	1,970	9,147.27	18,020,126	9,017.71	17,764,891	0.69

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.96
		素材	2.67
		資本財	6.28
		商業・専門サービス	1.26
		運輸	1.76
		自動車・自動車部品	0.06
		耐久消費財・アパレル	1.77
		消費者サービス	1.69
		メディア・娯楽	7.42
		小売	6.45
		食品・生活必需品小売り	1.13
		食品・飲料・タバコ	3.41
		家庭用品・パーソナル用品	1.81
		ヘルスケア機器・サービス	6.33
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.86
		銀行	5.28
		各種金融	4.45
		保険	1.94
		不動産	0.28
		ソフトウェア・サービス	11.65
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.21		
電気通信サービス	1.81		
公益事業	3.69		
半導体・半導体製造装置	4.47		
投資信託受益証券			3.71
投資証券			2.92
合計			99.29

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

・ 明治安田欧州株式マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	イギリス	728,234,842	33.95
	フランス	408,542,870	19.04
	スイス	361,183,669	16.84
	ドイツ	277,233,952	12.92
	オランダ	150,978,550	7.04
	ノルウェー	34,587,419	1.61
	デンマーク	27,561,061	1.28
	スウェーデン	17,984,950	0.84
	ポルトガル	17,560,660	0.82
	アイルランド	14,166,744	0.66
	小計	2,038,034,717	95.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		107,207,366	5.00
合計(純資産総額)		2,145,242,083	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・ タバコ	8,042	9,321.97	74,967,363	11,106.85	89,321,304	4.16
2	オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	家庭用品・ パーソナル用品	13,159	5,738.65	75,514,981	6,499.31	85,524,544	3.99
3	フランス	株式	THALES SA	資本財	6,055	12,279.74	74,353,878	13,075.80	79,174,014	3.69
4	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	7,669	8,704.56	66,755,305	9,853.24	75,564,532	3.52
5	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	エネルギー	21,049	3,262.65	68,675,674	3,543.30	74,583,103	3.48
6	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・ サービス	5,154	11,739.44	60,505,082	14,453.81	74,494,988	3.47
7	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	33,766	2,055.37	69,401,911	2,160.53	72,952,706	3.40
8	イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	31,262	2,052.64	64,169,853	2,315.54	72,388,547	3.37
9	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,219	28,540.28	63,330,882	30,213.59	67,043,973	3.13
10	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	1,747	34,703.38	60,626,822	37,486.72	65,489,317	3.05

11	オランダ	株式	WOLTERS KLUWER	商業・ 専門サービス	8,394	6,536.06	54,863,741	7,797.71	65,454,006	3.05
12	イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・ タバコ	13,370	3,833.51	51,254,161	4,601.04	61,515,949	2.87
13	イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	286,707	225.34	64,606,699	204.85	58,733,363	2.74
14	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	8,926	5,852.57	52,240,060	6,017.32	53,710,610	2.50
15	フランス	株式	VIVENDI	メディア・ 娯楽	18,255	2,740.10	50,020,549	2,916.48	53,240,468	2.48
16	イギリス	株式	FERGUSON PLC	資本財	6,726	7,305.12	49,134,300	7,631.53	51,329,682	2.39
17	イギリス	株式	RELX PLC	商業・ 専門サービス	18,355	2,384.51	43,767,721	2,616.68	48,029,183	2.24
18	ドイツ	株式	LEG IMMOBILIEN AG	不動産	3,941	11,375.64	44,831,422	12,060.36	47,529,900	2.22
19	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	15,682	2,486.93	39,000,188	3,018.19	47,331,365	2.21
20	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	4,455	9,393.75	41,849,193	9,270.04	41,298,043	1.93
21	ドイツ	株式	DEUTSCHE WOHNEN SE	不動産	10,004	4,930.22	49,321,945	3,947.85	39,494,318	1.84
22	イギリス	株式	INFORMA PLC	メディア・ 娯楽	34,688	923.21	32,024,419	1,130.52	39,215,701	1.83
23	フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・ パーソナル用品	1,288	24,473.50	31,521,871	30,377.52	39,126,246	1.82
24	フランス	株式	ESSILORLUXOTTICA	耐久消費財・ アパレル	2,774	13,725.00	38,073,163	13,914.86	38,599,833	1.80
25	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・ タバコ	9,753	4,396.18	42,876,024	3,755.67	36,629,098	1.71
26	イギリス	株式	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	食品・飲料・ タバコ	10,253	3,210.76	32,919,929	3,374.64	34,600,232	1.61
27	ノル ウェー	株式	DNB ASA	銀行	17,316	1,968.91	34,093,783	1,997.42	34,587,419	1.61
28	スイス	株式	ABB LTD-REG	資本財	15,708	2,126.16	33,397,761	2,151.56	33,796,799	1.58
29	イギリス	株式	BHP GROUP PLC	素材	12,282	2,243.84	27,558,906	2,745.05	33,714,790	1.57
30	フランス	株式	VINCI SA	資本財	3,040	9,510.12	28,910,776	10,992.25	33,416,448	1.56

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	6.80
		素材	3.78
		資本財	10.39
		商業・専門サービス	5.29
		運輸	1.49
		自動車・自動車部品	1.84
		耐久消費財・アパレル	1.80
		メディア・娯楽	5.47
		食品・飲料・タバコ	10.35
		家庭用品・パーソナル用品	5.81
		ヘルスケア機器・サービス	0.40
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.97
		銀行	8.38
		各種金融	1.93
		保険	7.42
		不動産	4.06
		ソフトウェア・サービス	4.86
電気通信サービス	0.79		
公益事業	1.28		
半導体・半導体製造装置	0.90		
合計			95.00

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

・ 明治安田アジア株式マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	中国	1,352,774,619	28.43
	香港	807,109,118	16.96
	韓国	694,955,970	14.60
	台湾	540,305,580	11.35
	タイ	379,007,825	7.96
	インドネシア	322,801,910	6.78
	フィリピン	169,735,734	3.57
	シンガポール	80,134,574	1.68
	マレーシア	57,415,211	1.21
	小計	4,404,240,541	92.55
投資信託受益証券	香港	75,370,624	1.58
投資証券	シンガポール	103,573,322	2.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		175,454,058	3.69
合計(純資産総額)		4,758,638,545	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・ 娯楽	76,000	5,400.16	410,412,464	4,865.11	369,748,512	7.77
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・ 半導体製造装置	373,000	917.81	342,344,995	834.53	311,281,555	6.54
3	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロ ジー・ ハードウェア および機器	69,361	4,226.49	293,153,573	4,338.44	300,919,230	6.32
4	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	225,800	1,099.06	248,168,425	1,161.11	262,180,444	5.51
5	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	146,000	1,303.15	190,260,630	1,296.94	189,354,627	3.98
6	インド ネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	銀行	4,432,500	34.34	152,220,915	33.72	149,490,495	3.14
7	香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	各種金融	38,900	3,778.56	146,986,360	3,819.83	148,591,387	3.12
8	香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	資本財	177,000	803.26	142,178,348	827.40	146,449,800	3.08

9	中国	株式	LI NING CO LTD	耐久消費財・ アパレル	484,500	191.04	92,563,086	249.87	121,064,341	2.54
10	中国	株式	LENOVO GROUP LTD	テクノロ ジー・ ハードウェア および機器	1,436,000	92.95	133,486,937	83.29	119,606,738	2.51
11	タイ	株式	DIGITAL TELECOMMUNICATIONS -F	電気通信 サービス	1,811,500	56.51	102,370,826	58.45	105,882,175	2.23
12	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	562,000	203.26	114,234,705	185.61	104,314,731	2.19
13	シン ガ ポ ー ル	投資証 券	MAPLETREE LOGISTICS TRUST		822,700	116.53	95,871,979	125.89	103,573,322	2.18
14	中国	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産	188,000	462.99	87,042,796	478.51	89,960,444	1.89
15	中国	株式	SHENZHO INTERNATIONAL GROUP	耐久消費財・ アパレル	60,000	1,397.67	83,860,677	1,470.01	88,200,840	1.85
16	韓国	株式	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	家庭用品・ パーソナル用 品	698	127,309.98	88,862,367	123,062.70	85,897,765	1.81
17	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活 必需品小売り	273,400	270.37	73,920,525	301.00	82,293,400	1.73
18	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	842,000	97.35	81,974,930	92.11	77,562,682	1.63
19	香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	消費者サービ ス	105,000	808.78	84,922,268	721.90	75,800,183	1.59
20	香港	投資信 託 受益証 券	LINK REIT		56,000	1,254.89	70,273,840	1,345.90	75,370,624	1.58
21	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS CO LTD	自動車・ 自動車部品	3,421	21,365.70	73,092,060	21,972.14	75,166,725	1.58
22	台湾	株式	CHAILEASE HOLDING CO LTD	各種金融	161,040	458.03	73,762,761	447.62	72,086,335	1.51
23	香港	株式	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	不動産	93,000	803.95	74,768,001	771.55	71,754,196	1.51
24	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロ ジー・ ハードウェア および機器	116,000	551.73	64,000,680	541.32	62,793,120	1.32
25	フィ リ ピン	株式	WILCON DEPOT INC	小売	1,678,200	33.89	56,880,911	35.70	59,911,740	1.26

26	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	各種金融	30,840	1,890.00	58,287,600	1,881.60	58,028,544	1.22
27	インドネシア	株式	VALE INDONESIA TBK	素材	2,318,800	24.48	56,778,137	24.25	56,242,494	1.18
28	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL-FOR	運輸	215,900	250.01	53,977,707	259.00	55,918,100	1.18
29	シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	26,500	2,183.23	57,855,648	2,058.13	54,540,561	1.15
30	中国	株式	CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	食品・飲料・タバコ	106,000	483.33	51,233,987	508.85	53,938,206	1.13

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	2.19
		素材	3.24
		資本財	4.09
		運輸	2.23
		自動車・自動車部品	2.33
		耐久消費財・アパレル	4.40
		消費者サービス	1.59
		メディア・娯楽	7.77
		小売	4.89
		食品・生活必需品小売り	1.73
		食品・飲料・タバコ	2.76
		家庭用品・パーソナル用品	1.81
		ヘルスケア機器・サービス	0.82
		銀行	9.18
		各種金融	5.86
		保険	9.49
		不動産	4.44
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.78		
電気通信サービス	3.32		
半導体・半導体製造装置	7.63		
投資信託受益証券			1.58
投資証券			2.18
合計			96.31

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

・ 明治安田日本債券マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	4,346,675,330	57.20
	インドネシア	100,148,000	1.32
	小計	4,446,823,330	58.52
社債券	日本	2,847,398,800	37.47
	アメリカ	105,124,900	1.38
	スペイン	100,364,000	1.32
	小計	3,052,887,700	40.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		99,040,265	1.30
合計(純資産総額)		7,598,751,295	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	第1回武田薬品 工業無担保社債 (劣後特約付)	500,000,000	100.00	500,000,000	102.08	510,442,500	1.72	2079/6/6	6.72
2	日本	国債 証券	第354回 利付国債10年	462,000,000	102.48	473,502,600	102.61	474,090,540	0.1	2029/3/20	6.24
3	日本	国債 証券	第149回 利付国債20年	240,000,000	118.45	284,280,000	121.45	291,489,600	1.5	2034/6/20	3.84
4	日本	国債 証券	第37回 利付国債30年	200,000,000	130.30	260,614,000	136.36	272,726,000	1.9	2042/9/20	3.59
5	日本	国債 証券	第62回 利付国債30年	234,000,000	104.20	243,838,440	103.89	243,118,980	0.5	2049/3/20	3.20
6	日本	国債 証券	第153回 利付国債20年	197,000,000	115.54	227,629,560	119.04	234,526,530	1.3	2035/6/20	3.09
7	日本	国債 証券	第46回 利付国債30年	165,000,000	122.30	201,795,000	129.26	213,292,200	1.5	2045/3/20	2.81
8	日本	社債券	第1回 楽天無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	100.20	200,401,200	103.85	207,715,200	2.35	2053/12/13	2.73
9	日本	社債券	第1回ソフト バンク無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	102.43	204,874,000	102.48	204,972,000	2.5	2021/12/17	2.70
10	日本	社債券	損害保険ジャパン 日本興亜第3回 劣後債	200,000,000	101.43	202,869,200	101.92	203,840,600	1.06	2077/4/26	2.68

11	日本	社債券	第1回ドンキホー テホールディング ス無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	100.34	200,682,200	101.72	203,456,600	1.49	2053/11/28	2.68
12	日本	社債券	住友生命保険相互 会社第2回A号 劣後債	200,000,000	100.30	200,614,400	100.25	200,517,800	0.84	2076/6/29	2.64
13	日本	国債 証券	第133回 利付国債20年	156,000,000	121.17	189,034,560	123.13	192,096,840	1.8	2031/12/20	2.53
14	日本	国債 証券	第168回 利付国債20年	157,000,000	103.59	162,642,430	103.40	162,339,570	0.4	2039/3/20	2.14
15	日本	国債 証券	第11回 利付国債40年	126,000,000	107.99	136,068,880	114.17	143,860,500	0.8	2058/3/20	1.89
16	日本	国債 証券	第152回 利付国債20年	122,000,000	113.95	139,019,000	117.29	143,098,680	1.2	2035/3/20	1.88
17	日本	国債 証券	第146回 利付国債20年	111,000,000	121.01	134,331,090	123.73	137,348,070	1.7	2033/9/20	1.81
18	日本	国債 証券	第34回 利付国債30年	90,000,000	136.82	123,138,900	140.89	126,804,600	2.2	2041/3/20	1.67
19	日本	国債 証券	第400回 利付国債2年	116,000,000	100.58	116,677,440	100.58	116,682,080	0.1	2021/5/1	1.54
20	アメ リカ	社債券	アフラック変動利 付ユーロ円債47 /10/23	100,000,000	104.09	104,096,300	105.12	105,124,900	2.108	2047/10/23	1.38
21	日本	社債券	第18回 光通信無担保社債	100,000,000	103.70	103,706,000	104.12	104,122,000	1.79	2033/3/23	1.37
22	日本	社債券	第35回相鉄 ホールディングス 無担保社債	100,000,000	101.16	101,160,000	103.42	103,426,000	0.733	2031/6/27	1.36
23	日本	国債 証券	第49回 利付国債30年	81,000,000	122.10	98,905,050	127.28	103,103,280	1.4	2045/12/20	1.36
24	日本	社債券	第1回日本生命第 2回劣後ローン 流動化劣後債	100,000,000	100.76	100,767,000	101.52	101,526,500	1.03	2048/9/18	1.34
25	日本	社債券	第1回MS&AD インシュアランス グループHD無担 保社債 (劣後特約付)	100,000,000	101.53	101,538,100	101.51	101,516,700	1.03	2076/12/25	1.34
26	日本	社債券	三井住友海上火災 保険第3回劣後債	100,000,000	101.24	101,249,800	101.35	101,357,100	0.85	2077/12/10	1.33
27	日本	社債券	第1回積水ハウス 無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	101.23	101,231,600	101.30	101,309,300	0.81	2077/8/18	1.33
28	日本	国債 証券	第144回 利付国債20年	84,000,000	120.27	101,033,940	120.49	101,214,960	1.5	2033/3/20	1.33

29	日本	社債券	第6回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債(劣後特約付)	100,000,000	100.89	100,890,000	101.08	101,089,300	1.13	9999/99/99	1.33
30	日本	社債券	アフラック生命保険第1回劣後債	100,000,000	100.00	100,000,000	100.64	100,642,800	0.963	9999/99/99	1.32

□. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	58.52
社債券	40.18
合計	98.70

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

・ 明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	7,234,060,785	46.20
	フランス	1,536,021,280	9.81
	イタリア	1,360,129,058	8.69
	ドイツ	1,016,015,465	6.49
	イギリス	987,038,909	6.30
	スペイン	896,510,575	5.73
	ベルギー	378,082,240	2.41
	オーストラリア	324,054,278	2.07
	オランダ	313,328,821	2.00
	カナダ	298,338,300	1.91
	オーストリア	232,918,974	1.49
	メキシコ	123,022,273	0.79
	アイルランド	113,458,665	0.72
	ポーランド	97,907,581	0.63
	フィンランド	93,224,762	0.60
	南アフリカ	81,456,245	0.52
	デンマーク	78,963,672	0.50
	マレーシア	62,881,462	0.40
	スウェーデン	61,632,742	0.39
	シンガポール	55,235,458	0.35
ノルウェー	35,236,600	0.23	
	小計	15,379,518,145	98.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		276,974,707	1.77
合計(純資産総額)		15,656,492,852	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.625%	13,115,000	10,808.13	1,417,486,973	10,862.36	1,424,599,679	2.625	2020/8/15	9.10
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2%	9,820,000	10,533.10	1,034,350,819	10,880.89	1,068,503,916	2	2025/2/15	6.82
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.125%	8,893,000	10,694.78	951,087,591	10,922.15	971,307,563	2.125	2022/12/31	6.20
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2%	6,483,000	10,691.69	693,142,269	10,848.05	703,279,273	2	2021/11/15	4.49

5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	5,356,000	10,957.52	586,885,155	11,228.68	601,408,443	2.75	2023/11/15	3.84
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	4,265,000	10,835.09	462,116,688	11,809.74	503,685,490	3	2047/5/15	3.22
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.125%	3,508,000	13,744.90	482,171,414	14,244.28	499,689,346	6.125	2027/11/15	3.19
8	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	1,801,000	21,150.78	380,925,577	22,226.08	400,291,785	4.25	2046/12/7	2.56
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	2,870,000	11,001.59	315,745,747	11,808.05	338,891,253	3	2042/5/15	2.16
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2%	2,869,000	10,414.36	298,788,180	10,849.73	311,278,960	2	2026/11/15	1.99
11	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.5%	1,960,000	15,193.65	297,795,728	15,459.46	303,005,473	3.5	2026/4/25	1.94
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	2,400,000	10,862.36	260,696,853	11,781.95	282,766,855	3	2044/11/15	1.81
13	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	1,776,000	13,896.49	246,801,671	14,010.40	248,824,814	4.75	2023/8/1	1.59
14	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3%	1,820,000	13,431.02	244,444,719	13,484.92	245,425,619	3	2022/4/25	1.57
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	1,580,000	13,181.53	208,268,301	14,155.85	223,662,565	4.25	2040/11/15	1.43
16	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.3%	1,664,000	12,783.05	212,710,058	13,274.24	220,883,375	1.3	2026/10/31	1.41
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5%	2,058,000	10,538.99	216,892,597	10,715.84	220,532,025	1.5	2022/1/31	1.41
18	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	971,000	20,179.00	195,938,115	21,809.34	211,768,735	4.5	2041/4/25	1.35
19	イタリア	国債証券	BTPS 1.5%	1,590,000	11,928.07	189,656,412	12,236.75	194,564,341	1.5	2025/6/1	1.24
20	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.5.75%	821,000	20,354.16	167,107,680	21,195.66	174,016,447	5.75	2032/10/25	1.11
21	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1.75%	1,263,000	13,502.07	170,531,178	13,666.20	172,604,223	1.75	2024/11/25	1.10
22	イタリア	国債証券	BTPS 4%	1,340,000	12,856.55	172,277,775	12,817.96	171,760,745	4	2020/9/1	1.10
23	イタリア	国債証券	BTPS 6%	930,000	16,191.95	150,585,163	16,919.54	157,351,756	6	2031/5/1	1.01
24	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	676,000	20,001.07	135,207,299	20,880.87	141,154,682	4.25	2040/12/7	0.90
25	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	610,000	21,167.74	129,123,225	22,472.50	137,082,282	4.25	2039/7/4	0.88
26	イタリア	国債証券	BTPS 5%	838,000	15,087.09	126,429,842	16,304.64	136,632,916	5	2040/9/1	0.87

27	イギリス	国債 証券	TREASURY 4.25%	663,000	19,041.20	126,243,209	19,823.81	131,431,915	4.25	2036/3/7	0.84
28	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 2.75%	863,000	13,900.16	119,958,426	14,111.46	121,781,904	2.75	2024/10/31	0.78
29	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 1.75%	886,000	13,547.14	120,027,740	13,638.03	120,833,004	1.75	2024/2/15	0.77
30	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 2.5%	609,000	17,662.81	107,566,558	19,143.47	116,583,746	2.5	2044/7/4	0.74

□. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	98.23
合計	98.23

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

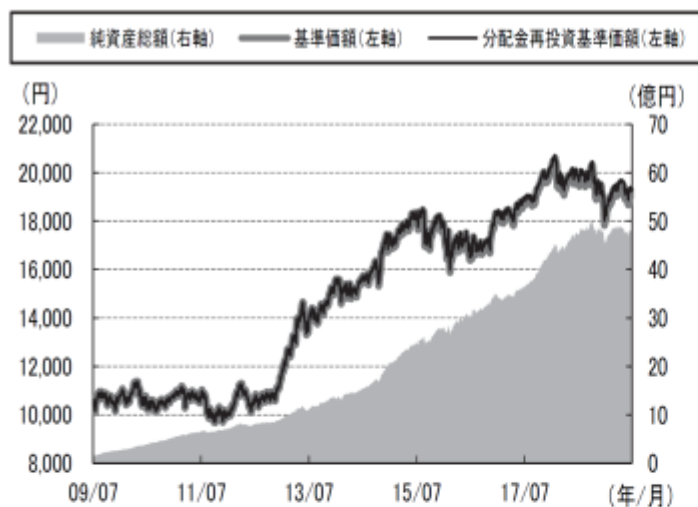
該当事項はありません。

<参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2019年6月28日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2018年11月	20円
2017年11月	20円
2016年11月	20円
2015年11月	20円
2014年12月	20円
設定来累計	140円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	19,189円
純資産総額	47.9億円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	25.64
明治安田アメリカ株式マザーファンド	16.99
明治安田欧州株式マザーファンド	5.99
明治安田アジア株式マザーファンド	1.02
明治安田日本債券マザーファンド	34.31
明治安田外国債券インデックス・マザーファンド	13.09
その他の資産（負債控除後）	2.96
合計（純資産総額）	100.0

組入上位銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.74
2	日本電信電話	情報・通信業	2.85
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.52
4	村田製作所	電気機器	2.32
5	三菱商事	卸売業	2.30

【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.27
2	SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	—	3.71
3	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.46
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	3.05
5	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	1.58

【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	4.16
2	UNILEVER NV-CVA	オランダ	家庭用品・パーソナル用品	3.99
3	THALES SA	フランス	資本財	3.69
4	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.52
5	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	イギリス	エネルギー	3.48

【明治安田アジア株式マザーファンド】

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	メディア・娯楽	7.77
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	半導体・半導体製造装置	6.54
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.32
4	AIA GROUP LTD	香港	保険	5.51
5	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	保険	3.98

【明治安田日本債券マザーファンド】

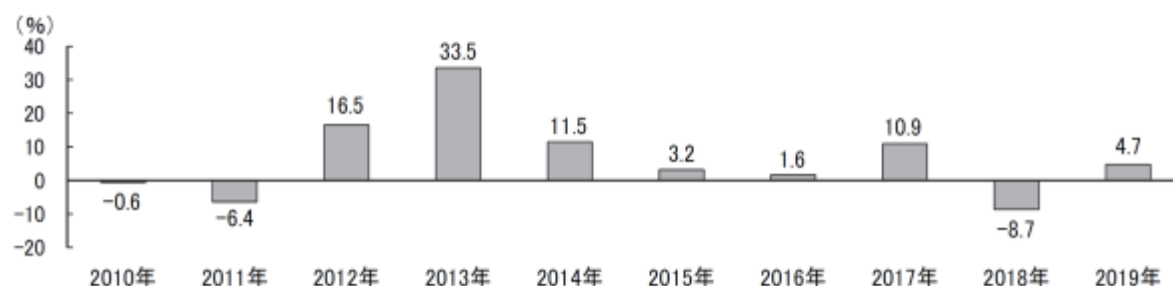
	銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	投資比率 (%)
1	第1回武田薬品工業無担保社債（劣後特約付）	1.72	2024年10月6日	社債券	6.72
2	第354回利付国債10年	0.1	2029年3月20日	国債証券	6.24
3	第149回利付国債20年	1.5	2034年6月20日	国債証券	3.84
4	第37回利付国債30年	1.9	2042年9月20日	国債証券	3.59
5	第62回利付国債30年	0.5	2049年3月20日	国債証券	3.20

※ 繰上償還条項が付与されている銘柄の場合、償還日は最初の繰上償還可能日を表示しています。

【明治安田外国債券インデックス・マザーファンド】

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B 2.625%	2.625	2020年8月15日	アメリカ	国債証券	9.10
2	US TREASURY N/B 2%	2	2025年2月15日	アメリカ	国債証券	6.82
3	US TREASURY N/B 2.125%	2.125	2022年12月31日	アメリカ	国債証券	6.20
4	US TREASURY N/B 2%	2	2021年11月15日	アメリカ	国債証券	4.49
5	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2023年11月15日	アメリカ	国債証券	3.84

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして算出しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年は6月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

(2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

(3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

(4) 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）*を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

*消費税率が10%となった場合は3.3%（税抜3.0%）となります。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

(1) 解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

(2) 解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてのからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合は、解約の受付を行いません。

(3) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(5) 信託財産留保額

ありません。

(6) 解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

(7) 解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドは便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。

信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年12月1日から翌年11月30日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了

1. 信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえこの信託を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

前記の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記に規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により委託会社の事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社はの規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から6. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田欧州株式マザーファンドおよび明治安田アジア株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用に係る報告

委託会社は、決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されず。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2017年12月1日から2018年11月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 【楽天資産形成ファンド】
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (2017年11月30日現在)	第10期 (2018年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	148,625,622	167,857,441
親投資信託受益証券	4,105,361,504	4,692,640,093
未収入金	-	17,540,000
流動資産合計	4,253,987,126	4,878,037,534
資産合計		
	4,253,987,126	4,878,037,534
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,283,248	5,009,249
未払解約金	6,942,007	22,923,767
未払受託者報酬	1,042,690	1,303,509
未払委託者報酬	9,384,074	11,731,510
その他未払費用	116,416	143,941
流動負債合計	21,768,435	41,111,976
負債合計		
	21,768,435	41,111,976
純資産の部		
元本等		
元本	2,141,624,123	2,504,624,626
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,090,594,568	2,332,300,932
(分配準備積立金)	660,056,680	593,497,242
元本等合計	4,232,218,691	4,836,925,558
純資産合計		
	4,232,218,691	4,836,925,558
負債純資産合計		
	4,253,987,126	4,878,037,534

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期 (自 2016年12月1日 至 2017年11月30日)	第10期 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)
営業収益		
有価証券売買等損益	427,571,076	82,051,411
営業収益合計	427,571,076	82,051,411
営業費用		
受託者報酬	1,973,408	2,504,316
委託者報酬	17,760,459	22,538,659
その他費用	325,686	413,491
営業費用合計	20,059,553	25,456,466
営業利益又は営業損失()	407,511,523	107,507,877
経常利益又は経常損失()	407,511,523	107,507,877
当期純利益又は当期純損失()	407,511,523	107,507,877
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	38,964,049	1,690,644
期首剰余金又は期首欠損金()	1,489,052,110	2,090,594,568
剰余金増加額又は欠損金減少額	611,334,476	752,182,799
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	611,334,476	752,182,799
剰余金減少額又は欠損金増加額	374,056,244	396,268,665
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	374,056,244	396,268,665
分配金	4,283,248	5,009,249
期末剰余金又は期末欠損金()	2,090,594,568	2,332,300,932

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2017年12月1日から2018年11月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 (2017年11月30日現在)	第10期 (2018年11月30日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,141,624,123口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,504,624,626口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9762円 (10,000口当たり純資産額) (19,762円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9312円 (10,000口当たり純資産額) (19,312円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 (自 2016年12月1日 至 2017年11月30日)			第10期 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額		1,130,333円	支払金額		1,412,389円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、2,094,877,816円(10,000口当たり9,781円69銭)のうち、4,283,248円(10,000口当たり20円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、2,337,310,181円(10,000口当たり9,331円96銭)のうち、5,009,249円(10,000口当たり20円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	51,752,985円	配当等収益額(費用控除後)	A	43,791,902円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	289,639,586円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	1,430,537,888円	収益調整金額	C	1,738,803,690円
分配準備積立金額	D	322,947,357円	分配準備積立金額	D	554,714,589円
分配対象額(A+B+C+D)	E	2,094,877,816円	分配対象額(A+B+C+D)	E	2,337,310,181円
期末受益権口数	F	2,141,624,123口	期末受益権口数	F	2,504,624,626口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	9,781円 69銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	9,331円 96銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	4,283,248円	分配金額(F×H÷10,000)	I	5,009,249円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第9期 (自 2016年12月1日 至 2017年11月30日)	第10期 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第9期 (自 2016年12月1日 至 2017年11月30日)	第10期 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期(自 2016年12月1日 至 2017年11月30日)

該当事項はございません。

第10期(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第9期 (自 2016年12月1日 至 2017年11月30日)	第10期 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)
期首元本額	1,927,813,560円	2,141,624,123円
期中追加設定元本額	692,596,682円	768,238,699円
期中一部解約元本額	478,786,119円	405,238,196円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第9期 (自 2016年12月1日 至 2017年11月30日)	第10期 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	405,898,143	86,672,241
合計	405,898,143	86,672,241

3. デリバティブ取引関係

第9期(2017年11月30日現在)

該当事項はございません。

第10期(2018年11月30日現在)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（2018年11月30日現在）
該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (2018年11月30日現在)

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	1,020,107,243	1,389,896,118	
	明治安田日本債券マザーファンド	1,192,756,717	1,803,448,156	
	明治安田欧州株式マザーファンド	125,622,129	238,129,307	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	272,276,422	724,663,697	
	明治安田アジア株式マザーファンド	9,806,116	48,857,011	
	明治安田外国債券インデックス・マザーファンド	372,390,840	487,645,804	
合計		2,992,959,467	4,692,640,093	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2018年11月30日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	131,860,231
株式	3,806,977,150
未収入金	35,463,250
未収配当金	17,845,628
流動資産合計	3,992,146,259
資産合計	3,992,146,259
負債の部	
流動負債	
未払金	90,261,905
その他未払費用	8,630
流動負債合計	90,270,535
負債合計	90,270,535
純資産の部	
元本等	
元本	2,863,682,421
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,038,193,303
元本等合計	3,901,875,724
純資産合計	3,901,875,724
負債純資産合計	3,992,146,259

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2018年11月30日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2018年1月23日から2019年1月21日までとなっております。

(その他の注記)

(2018年11月30日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）の元本状況	
期首（2017年12月1日）の元本額	2,586,908,341円
対象期間中の追加設定元本額	540,851,049円
対象期間中の一部解約元本額	264,076,969円
2018年11月30日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式ファンド	689,050,814円
明治安田ライフプランファンド20	188,586,718円
明治安田ライフプランファンド50	402,393,292円
明治安田ライフプランファンド70	322,659,179円
明治安田外債日本株ファンド	196,852,595円
楽天資産形成ファンド	1,020,107,243円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	9,837,175円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	14,145,386円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	20,050,019円
計	2,863,682,421円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3625円
（10,000口当たり純資産額）	(13,625円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(2018年11月30日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	サカタのタネ	5,600	3,895.00	21,812,000	
	国際石油開発帝石	30,700	1,205.00	36,993,500	
	熊谷組	6,000	3,595.00	21,570,000	
	大和ハウス工業	12,900	3,575.00	46,117,500	
	日揮	42,800	1,658.00	70,962,400	
	山崎製パン	7,900	2,383.00	18,825,700	
	ヤクルト本社	8,600	8,550.00	73,530,000	
	日本たばこ産業	21,500	2,823.50	60,705,250	
	グンゼ	7,200	4,455.00	32,076,000	
	レンゴー	81,400	963.00	78,388,200	
	昭和電工	10,800	4,550.00	49,140,000	
	ラサ工業	4,100	1,663.00	6,818,300	
	日本曹達	3,000	2,708.00	8,124,000	
	信越化学工業	6,700	10,135.00	67,904,500	
	住友ベークライト	2,300	4,120.00	9,476,000	
	花王	19,300	8,358.00	161,309,400	
	武田薬品工業	15,200	4,255.00	64,676,000	
	中外製薬	11,600	7,770.00	90,132,000	
	エーザイ	3,900	10,415.00	40,618,500	
	ペプチドリーム	6,300	4,650.00	29,295,000	
	ヘリオス	5,000	2,112.00	10,560,000	
	A G C	4,600	3,855.00	17,733,000	
	日本電気硝子	6,200	3,050.00	18,910,000	
	小松製作所	11,900	3,033.00	36,092,700	
	クボタ	30,100	1,937.00	58,303,700	
	澁谷工業	1,700	4,135.00	7,029,500	
	ダイキン工業	4,000	12,610.00	50,440,000	
	タダノ	24,200	1,361.00	32,936,200	
	日本ピラー工業	11,600	1,538.00	17,840,800	
	日本電産	4,900	15,120.00	74,088,000	
	沖電気工業	14,600	1,500.00	21,900,000	
	セイコーエプソン	10,300	1,804.00	18,581,200	
	アンリツ	14,000	1,861.00	26,054,000	
	ソニー	20,800	5,937.00	123,489,600	
横河電機	8,700	2,086.00	18,148,200		
キーエンス	1,600	61,600.00	98,560,000		
浜松ホトニクス	9,300	3,950.00	36,735,000		
村田製作所	4,300	17,315.00	74,454,500		
S C R E E Nホールディングス	7,600	5,680.00	43,168,000		
デンソー	11,500	5,247.00	60,340,500		
いすゞ自動車	14,100	1,616.00	22,785,600		
トヨタ自動車	20,100	6,803.00	136,740,300		
スズキ	6,200	5,655.00	35,061,000		
ヤマハ発動機	7,100	2,335.00	16,578,500		

	オリンパス	14,000	3,195.00	44,730,000	
	任天堂	1,600	34,610.00	55,376,000	
	オカムラ	13,200	1,637.00	21,608,400	
	東北電力	43,600	1,484.00	64,702,400	
	電源開発	19,700	2,922.00	57,563,400	
	南海電気鉄道	14,700	3,035.00	44,614,500	
	日本通運	1,400	6,840.00	9,576,000	
	山九	10,100	5,320.00	53,732,000	
	商船三井	19,400	2,669.00	51,778,600	
	日本航空	10,700	4,094.00	43,805,800	
	新日鉄住金ソリューションズ	7,900	3,245.00	25,635,500	
	マクロミル	4,300	1,781.00	7,658,300	
	野村総合研究所	11,200	4,985.00	55,832,000	
	デジタルガレージ	4,700	3,105.00	14,593,500	
	エヌ・ティ・ティ・データ	46,000	1,320.00	60,720,000	
	ソフトバンクグループ	11,300	9,526.00	107,643,800	
	シークス	7,200	1,808.00	13,017,600	
	三井物産	29,800	1,774.50	52,880,100	
	三菱商事	25,600	3,062.00	78,387,200	
	キャノンマーケティングジャパン	8,800	2,178.00	19,166,400	
	西本Wismettacホールディングス	900	5,180.00	4,662,000	
	ミスミグループ本社	7,100	2,572.00	18,261,200	
	三越伊勢丹ホールディングス	49,000	1,313.00	64,337,000	
	ウエルシアホールディングス	3,800	5,750.00	21,850,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	20,900	4,943.00	103,308,700	
	良品計画	1,900	30,550.00	58,045,000	
	三井住友トラスト・ホールディングス	25,400	4,552.00	115,620,800	
	三井住友フィナンシャルグループ	36,300	4,183.00	151,842,900	
	SBIホールディングス	12,800	2,576.00	32,972,800	
	第一生命ホールディングス	18,000	1,978.00	35,604,000	
	アイフル	108,200	311.00	33,650,200	
	ヒューリック	8,600	1,038.00	8,926,800	
	三井不動産	26,000	2,715.00	70,590,000	
	日本M&Aセンター	29,100	2,647.00	77,027,700	
	電通	14,000	5,060.00	70,840,000	
	セントラル警備保障	1,800	6,340.00	11,412,000	
小計		1,231,200		3,806,977,150	
合計				3,806,977,150	

（２）株式以外の有価証券（2018年11月30日現在）

該当事項はございません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2018年11月30日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	27,900,935
金銭信託	10,451,575
株式	2,334,289,918
投資信託受益証券	90,249,946
投資証券	46,977,533
未収配当金	4,579,978
流動資産合計	2,514,449,885
資産合計	2,514,449,885
負債の部	
流動負債	
未払金	18,695,574
その他未払費用	565
流動負債合計	18,696,139
負債合計	18,696,139
純資産の部	
元本等	
元本	937,718,399
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,558,035,347
元本等合計	2,495,753,746
純資産合計	2,495,753,746
負債純資産合計	2,514,449,885

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2018年11月30日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、2018年4月21日から2019年4月22日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2018年11月30日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)の元本状況	
期首(2017年12月1日)の元本額	934,763,849円
対象期間中の追加設定元本額	145,204,819円
対象期間中の一部解約元本額	142,250,269円
2018年11月30日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	238,576,584円
明治安田ライフプランファンド20	16,221,708円
明治安田ライフプランファンド50	69,233,256円
明治安田ライフプランファンド70	62,458,915円
フコク株25大河	40,332,832円
フコク株50大河	93,597,427円
フコク株75大河	124,073,083円
楽天資産形成ファンド	272,276,422円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	11,402,250円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	846,209円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	2,433,513円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	3,880,251円
大河25VA 適格機関投資家専用	353,844円
大河50VA 適格機関投資家専用	678,507円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,353,598円
計	937,718,399円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6615円
(10,000口当たり純資産額)	(26,615円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(2018年11月30日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	390	1,673.57	652,692.30	
	ABBOTT LABORATORIES	920	73.26	67,399.20	
	AES CORP	4,220	15.44	65,156.80	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	700	121.48	85,036.00	
	ADOBE INC	530	249.09	132,017.70	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	530	159.21	84,381.30	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	650	145.74	94,731.00	
	AMGEN INC	570	202.37	115,350.90	
	HESS CORP	530	54.44	28,853.20	
	AMERICAN EXPRESS CO	820	111.31	91,274.20	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	730	76.35	55,735.50	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	2,140	43.44	92,961.60	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	780	53.70	41,886.00	
	VALERO ENERGY CORP	460	79.47	36,556.20	
	COMCAST CORP-CLASS A	5,270	39.42	207,743.40	
	APPLE INC	4,170	179.55	748,723.50	
	APPLIED MATERIALS INC	1,430	36.54	52,252.20	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	1,930	46.04	88,857.20	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	530	145.85	77,300.50	
	AVERY DENNISON CORP	630	95.33	60,057.90	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,490	217.70	324,373.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	610	68.02	41,492.20	
	BECTON DICKINSON AND CO	40	250.10	10,004.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,850	59.45	169,432.50	
	BEST BUY CO INC	1,060	64.07	67,914.20	
	FIRSTENERGY CORP	1,910	37.15	70,956.50	
	BOEING CO/THE	590	342.56	202,110.40	
	ROBERT HALF INTL INC	1,110	61.82	68,620.20	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	770	91.75	70,647.50	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	2,010	51.82	104,158.20	
	SEMPRA ENERGY	690	112.67	77,742.30	
	FEDEX CORP	250	227.50	56,875.00	
	CSX CORP	290	71.77	20,813.30	
	CATERPILLAR INC	580	130.23	75,533.40	
	CELGENE CORP	1,440	70.16	101,030.40	
	CITRIX SYSTEMS INC	660	110.46	72,903.60	
	CERNER CORP	710	57.35	40,718.50	
	JPMORGAN CHASE & CO	3,030	110.06	333,481.80	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	390	65.96	25,724.40	
	CIGNA CORP	540	222.52	120,160.80	
	CINTAS CORP	140	188.04	26,325.60	
	CISCO SYSTEMS INC	5,370	47.34	254,215.80	

COCA-COLA CO/THE	2,160	48.98	105,796.80
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	620	121.84	75,540.80
COMERICA INC	420	78.99	33,175.80
NRG ENERGY INC	730	38.79	28,316.70
CONAGRA BRANDS INC	2,080	32.27	67,121.60
CUMMINS INC	600	148.20	88,920.00
DR HORTON INC	1,730	37.35	64,615.50
DANAHER CORP	190	107.94	20,508.60
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	1,090	70.30	76,627.00
TARGET CORP	540	71.17	38,431.80
MORGAN STANLEY	1,910	44.51	85,014.10
REPUBLIC SERVICES INC	680	76.79	52,217.20
WALT DISNEY CO/THE	1,600	116.61	186,576.00
OMNICOM GROUP	1,050	77.18	81,039.00
DARDEN RESTAURANTS INC	710	111.26	78,994.60
BANK OF AMERICA CORP	9,170	28.04	257,126.80
CITIGROUP INC	2,800	64.90	181,720.00
EASTMAN CHEMICAL CO	300	79.04	23,712.00
E*TRADE FINANCIAL CORP	1,360	51.46	69,985.60
PERKINELMER INC	290	86.63	25,122.70
SALESFORCE.COM INC	330	139.72	46,107.60
EMERSON ELECTRIC CO	950	67.33	63,963.50
EOG RESOURCES INC	1,100	105.47	116,017.00
EXXON MOBIL CORP	3,320	79.06	262,479.20
NEXTERA ENERGY INC	460	177.12	81,475.20
FRANKLIN RESOURCES INC	1,410	33.50	47,235.00
GAP INC/THE	1,430	26.65	38,109.50
GENERAL DYNAMICS CORP	330	182.17	60,116.10
GENUINE PARTS CO	500	103.09	51,545.00
GILEAD SCIENCES INC	1,330	69.69	92,687.70
MCKESSON CORP	500	127.01	63,505.00
NVIDIA CORP	550	157.36	86,548.00
GENERAL ELECTRIC CO	4,280	7.94	33,983.20
GOLDMAN SACHS GROUP INC	350	194.85	68,197.50
HARRIS CORP	210	143.13	30,057.30
HELMERICH & PAYNE	1,130	61.15	69,099.50
F5 NETWORKS INC	170	173.53	29,500.10
UNUM GROUP	830	36.39	30,203.70
HOME DEPOT INC	1,230	175.66	216,061.80
HUMANA INC	170	330.29	56,149.30
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	610	106.24	64,806.40
BIOGEN INC	340	326.61	111,047.40
INTUIT INC	320	209.19	66,940.80
INTEL CORP	5,260	47.70	250,902.00
INTERNATIONAL PAPER CO	1,260	45.74	57,632.40
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	2,950	24.35	71,832.50
JOHNSON & JOHNSON	2,110	145.85	307,743.50

HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	1,600	44.28	70,848.00
KLA-TENCOR CORPORATION	760	96.69	73,484.40
KELLOGG CO	1,090	63.25	68,942.50
KEYCORP	4,200	18.14	76,188.00
KIMBERLY-CLARK CORP	760	114.95	87,362.00
BLACKROCK INC	30	422.94	12,688.20
KOHL'S CORP	620	67.10	41,602.00
KROGER CO	1,970	30.36	59,809.20
LAM RESEARCH CORP	560	152.75	85,540.00
PACKAGING CORP OF AMERICA	620	96.50	59,830.00
LEGGETT & PLATT INC	610	38.78	23,655.80
ELI LILLY & CO	550	117.00	64,350.00
LINCOLN NATIONAL CORP	500	62.49	31,245.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	1,120	113.26	126,851.20
LOCKHEED MARTIN CORP	390	302.42	117,943.80
CARNIVAL CORP	1,060	60.73	64,373.80
LOWE'S COS INC	590	93.20	54,988.00
DOMINION ENERGY INC	1,420	73.75	104,725.00
MCDONALD'S CORP	500	189.26	94,630.00
METLIFE INC	2,280	44.39	101,209.20
ACTIVISION BLIZZARD INC	150	52.56	7,884.00
CVS HEALTH CORPORATION	1,462	80.00	116,960.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	150	161.81	24,271.50
MICROSOFT CORP	7,530	110.19	829,730.70
MICRON TECHNOLOGY INC	1,480	37.91	56,106.80
3M CO	430	204.56	87,960.80
FORD MOTOR CO	6,410	9.37	60,061.70
NETAPP INC	490	67.40	33,026.00
NIKE INC -CL B	430	74.34	31,966.20
NOBLE ENERGY INC	670	24.27	16,260.90
NORFOLK SOUTHERN CORP	90	168.44	15,159.60
NORTHROP GRUMMAN CORP	180	260.67	46,920.60
WELLS FARGO & CO	3,320	54.04	179,412.80
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	580	88.87	51,544.60
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	930	70.91	65,946.30
ORACLE CORP	2,610	47.90	125,019.00
PACCAR INC	980	61.31	60,083.80
PPL CORPORATION	2,900	30.67	88,943.00
PEPSICO INC	920	118.27	108,808.40
PFIZER INC	6,330	45.51	288,078.30
CONOCOPHILLIPS	1,650	66.87	110,335.50
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	470	149.17	70,109.90
ALTRIA GROUP INC	2,410	55.94	134,815.40
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	430	133.65	57,469.50
COSTCO WHOLESALE CORP	190	231.00	43,890.00
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,810	92.82	260,824.20
PULTEGROUP INC	2,180	26.73	58,271.40

QUALCOMM INC	1,220	58.11	70,894.20
US BANCORP	360	54.04	19,454.40
ROSS STORES INC	570	85.94	48,985.80
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	340	111.63	37,954.20
RAYTHEON COMPANY	430	173.58	74,639.40
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	160	196.70	31,472.00
TRAVELERS COS INC/THE	560	130.63	73,152.80
MERCK & CO. INC.	2,930	77.91	228,276.30
SCHLUMBERGER LTD	520	45.90	23,868.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	2,230	44.16	98,476.80
AMERISOURCEBERGEN CORP	760	90.50	68,780.00
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	90	419.76	37,778.40
SMITH (A.O.)CORP	710	46.84	33,256.40
SNAP-ON INC	130	164.00	21,320.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	570	92.91	52,958.70
AT&T INC	8,530	30.57	260,762.10
CHEVRON CORP	1,810	118.85	215,118.50
STARBUCKS CORP	1,950	66.88	130,416.00
STRYKER CORP	60	170.91	10,254.60
NETFLIX INC	250	288.75	72,187.50
INTUITIVE SURGICAL INC	30	520.97	15,629.10
TEXAS INSTRUMENTS INC	990	97.43	96,455.70
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	200	248.57	49,714.00
TYSON FOODS INC-CL A	1,250	57.72	72,150.00
UNION PACIFIC CORP	790	150.48	118,879.20
UNITED TECHNOLOGIES CORP	740	121.20	89,688.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	950	282.55	268,422.50
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	510	137.86	70,308.60
VF CORP	1,010	79.46	80,254.60
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	270	179.45	48,451.50
WALMART INC	820	97.29	79,777.80
WASTE MANAGEMENT INC	220	92.72	20,398.40
SKYWORKS SOLUTIONS INC	850	71.23	60,545.50
TJX COMPANIES INC	1,540	47.49	73,134.60
WELLCARE HEALTH PLANS INC	200	248.82	49,764.00
REGIONS FINANCIAL CORP	2,850	16.21	46,198.50
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,430	43.50	62,205.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	90	127.58	11,482.20
MASTERCARD INC - A	1,030	196.66	202,559.80
WESTERN UNION CO	1,910	18.68	35,678.80
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	520	101.77	52,920.40
DELTA AIR LINES INC	500	58.86	29,430.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	1,080	71.22	76,917.60
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	1,160	50.68	58,788.80
INVESCO LTD	1,820	20.25	36,855.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	940	86.96	81,742.40
VISA INC-CLASS A SHARES	1,960	139.10	272,636.00

	CHUBB LTD	170	134.21	22,815.70	
	MARATHON PETROLEUM CORP	750	64.90	48,675.00	
	FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	690	43.42	29,959.80	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	710	93.02	66,044.20	
	PVH CORP	330	109.77	36,224.10	
	ACCENTURE PLC-CL A	940	161.07	151,405.80	
	HCA HEALTHCARE INC	460	144.50	66,470.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY	1,180	42.65	50,327.00	
	DOLLAR GENERAL CORP	610	110.89	67,642.90	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	460	132.58	60,986.80	
	GENERAL MOTORS CO	280	36.76	10,292.80	
	CBRE GROUP INC	1,680	43.14	72,475.20	
	PHILLIPS 66	150	92.68	13,902.00	
	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	1,050	101.22	106,281.00	
	FACEBOOK INC-A	1,980	138.68	274,586.40	
	DUKE ENERGY CORP	140	87.60	12,264.00	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	1,480	44.53	65,904.40	
	EATON CORP PLC	1,250	76.01	95,012.50	
	ABBVIE INC	1,500	89.91	134,865.00	
	NEWS CORP-CLASS A	4,470	13.21	59,048.70	
	NEWS CORP-CLASS B	1,080	13.60	14,688.00	
	IQVIA HOLDINGS INC	260	124.95	32,487.00	
	BOOKING HOLDINGS INC	20	1,865.15	37,303.00	
	BROADCOM INC	220	235.78	51,871.60	
	PERRIGO CO PLC	480	64.11	30,772.80	
	SYNCHRONY FINANCIAL	2,620	25.97	68,041.40	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	820	36.03	29,544.60	
	ANTHEM INC	400	292.17	116,868.00	
	MEDTRONIC PLC	900	96.60	86,940.00	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	1,620	84.85	137,457.00	
	ALLERGAN PLC	300	155.24	46,572.00	
	DOWDUPONT INC	1,410	57.24	80,708.40	
	WESTROCK CO	570	46.35	26,419.50	
	ALPHABET INC-CL A	280	1,094.58	306,482.40	
	PAYPAL HOLDINGS INC	390	84.26	32,861.40	
	ALPHABET INC-CL C	300	1,088.30	326,490.00	
	L3 TECHNOLOGIES INC	250	182.94	45,735.00	
	LINDE PLC	580	159.31	92,399.80	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	40	330.33	13,213.20	
小計		269,992		20,571,868.50	
				(2,334,289,918)	
合計				2,334,289,918	
				(2,334,289,918)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式222銘柄	93.5%	100.0%

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数（口）	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	SPDR S&P 500 ETF TRUST	2,903	273.98	795,363.94	
小計		2,903		795,363.94	
				(90,246,946)	
投資信託受益証券計				90,246,946	
				(90,246,946)	
投資証券					
米ドル	HOST HOTELS & RESORTS INC	3,610	19.30	69,673.00	
	REALTY INCOME CORP	1,190	63.86	75,993.40	
	REGENCY CENTERS CORP	430	62.82	27,012.60	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	320	184.60	59,072.00	
	PUBLIC STORAGE	90	211.86	19,067.40	
	AMERICAN TOWER CORP INC CL-A	90	162.72	14,644.80	
	CROWN CASTLE INTL CORP	910	113.00	102,830.00	
	WELLTOWER INC	640	71.43	45,715.20	
小計		7,280		414,008.40	
				(46,977,533)	
投資証券計				46,977,533	
				(46,977,533)	
合計				137,227,479	
				(137,227,479)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注3）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注4）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	3.6%	65.8%
	投資証券 8 銘柄	1.9%	34.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田欧州株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2018年11月30日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	56,066,323
金銭信託	61,304,238
株式	2,132,428,008
未収入金	22,844,879
未収配当金	4,759,938
流動資産合計	2,277,403,386
資産合計	2,277,403,386
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,130,000
その他未払費用	3,353
流動負債合計	4,133,353
負債合計	4,133,353
純資産の部	
元本等	
元本	1,199,255,836
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,074,014,197
元本等合計	2,273,270,033
純資産合計	2,273,270,033
負債純資産合計	2,277,403,386

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2018年11月30日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2018年1月23日から2019年1月21日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2018年11月30日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）の元本状況	
期首（2017年12月1日）の元本額	1,130,356,389円
対象期間中の追加設定元本額	362,115,436円
対象期間中の一部解約元本額	293,215,989円
2018年11月30日現在の元本額の内訳	
欧州厳選株式ファンド	397,633,182円
明治安田欧州株式ファンド	212,527,983円
明治安田ライフプランファンド20	22,518,986円
明治安田ライフプランファンド50	96,193,452円
明治安田ライフプランファンド70	86,684,658円
フコク株25大河	37,116,128円
フコク株50大河	86,024,923円
フコク株75大河	114,252,469円
楽天資産形成ファンド	125,622,129円
明治安田VA欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	8,619,068円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	1,166,885円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	3,354,723円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	5,348,613円
大河25VA 適格機関投資家専用	325,140円
大河50VA 適格機関投資家専用	623,677円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,243,820円
計	1,199,255,836円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8956円
（10,000口当たり純資産額）	(18,956円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(2018年11月30日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
イギリスポンド	DIAGEO PLC	10,884	28.29	307,908.36	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	11,164	24.47	273,183.08	
	PRUDENTIAL PLC	34,039	15.485	527,093.91	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	30,929	15.976	494,121.70	
	BARCLAYS PLC	312,148	1.6724	522,036.31	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	30,065	24.145	725,919.42	
	ANGLO AMERICAN PLC	22,517	16.11	362,748.87	
	RELX PLC	17,077	16.55	282,624.35	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	83,933	2.214	185,827.66	
	FERGUSON PLC	6,294	50.52	317,972.88	
	BHP GROUP PLC	12,159	15.31	186,154.29	
	VODAFONE GROUP PLC	105,336	1.6776	176,711.67	
	INFORMA PLC	38,261	7.096	271,500.05	
ASCENTIAL PLC	55,800	3.81	212,598.00		
小計		770,606		4,846,400.55	
				(702,776,543)	
スイスフラン	ZURICH INSURANCE GROUP AG	2,358	313.60	739,468.80	
	NOVARTIS AG-REG	8,868	90.36	801,312.48	
	ABB LTD-REG	17,100	20.31	347,301.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,645	254.20	672,359.00	
	NESTLE SA-REG	9,073	85.20	773,019.60	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	17,864	11.925	213,028.20	
小計		57,908		3,546,489.08	
				(403,945,106)	
ノルウェークローネ	DNB ASA	18,849	148.85	2,805,673.65	
小計		18,849		2,805,673.65	
				(37,259,346)	
デンマーククローネ	ORSTED A/S	3,398	433.80	1,474,052.40	
小計		3,398		1,474,052.40	
				(25,515,847)	
ユーロ	DEUTSCHE POST AG-REG	12,077	28.56	344,919.12	
	SAP SE	4,833	91.10	440,286.30	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	3,902	150.06	585,534.12	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	11,209	18.34	205,573.06	
	DEUTSCHE WOHNEN SE	6,192	42.44	262,788.48	
	BRENNTAG AG	5,270	41.00	216,070.00	
	LEG IMMOBILIEN AG	3,054	101.95	311,355.30	
	HELLA GMBH & CO KGAA	8,878	37.94	336,831.32	
L'OREAL	1,890	208.40	393,876.00		

	THALES SA	3,285	107.25	352,316.25	
	VIVENDI	16,074	22.29	358,289.46	
	AXA SA	23,791	21.535	512,339.18	
	ESSILORLUXOTTICA	3,021	111.65	337,294.65	
	BNP PARIBAS	10,226	44.775	457,869.15	
	TOTAL SA	7,336	48.44	355,355.84	
	VINCI SA	2,760	77.58	214,120.80	
	WORLDLINE SA	4,166	47.16	196,468.56	
	WOLTERS KLUWER	9,138	53.70	490,710.60	
	UNILEVER NV-CVA	14,325	48.965	701,423.62	
	AIB GROUP PLC	55,550	3.826	212,534.30	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	11,610	14.44	167,648.40	
小計		218,587		7,453,604.51	
				(962,931,166)	
合計				2,132,428,008	
				(2,132,428,008)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
イギリスポンド	株式14銘柄	30.9%	33.0%
スイスフラン	株式6銘柄	17.8%	18.9%
ノルウェークローネ	株式1銘柄	1.6%	1.7%
デンマーククローネ	株式1銘柄	1.1%	1.2%
ユーロ	株式21銘柄	42.4%	45.2%

(2) 株式以外の有価証券(2018年11月30日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アジア株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2018年11月30日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	89,220,084
金銭信託	201,304,513
株式	4,224,991,715
投資信託受益証券	123,162,693
投資証券	66,539,615
未収入金	45,932,862
未収配当金	2,132,209
流動資産合計	4,753,283,691
資産合計	4,753,283,691
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,429
未払金	184,344,488
未払解約金	130,000
その他未払費用	10,594
流動負債合計	184,489,511
負債合計	184,489,511
純資産の部	
元本等	
元本	917,009,119
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,651,785,061
元本等合計	4,568,794,180
純資産合計	4,568,794,180
負債純資産合計	4,753,283,691

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2018年11月30日現在であります。なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、2018年4月21日から2019年4月22日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2018年11月30日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）の元本状況	
期首（2017年12月1日）の元本額	925,094,598円
対象期間中の追加設定元本額	2,942,014円
対象期間中の一部解約元本額	11,027,493円
2018年11月30日現在の元本額の内訳	
楽天資産形成ファンド	9,806,116円
明治安田VAアジア株式ファンド（適格機関投資家専用）	907,203,003円
計	917,009,119円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4.9823円
（10,000口当たり純資産額）	（49,823円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(2018年11月30日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港ドル	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	105,000	48.50	5,092,500.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	177,000	42.60	7,540,200.00	
	AIA GROUP LTD	225,800	64.40	14,541,520.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	93,000	47.95	4,459,350.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	79,500	81.50	6,479,250.00	
	ANGANG STEEL CO LTD-H	748,000	6.12	4,577,760.00	
	CHINA MOBILE LTD	90,000	76.50	6,885,000.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	450,000	6.59	2,965,500.00	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	342,000	5.38	1,839,960.00	
	CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	200,000	27.10	5,420,000.00	
	CNOOC LTD	562,000	12.82	7,204,840.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	155,000	75.80	11,749,000.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	842,000	6.64	5,590,880.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	33,000	96.10	3,171,300.00	
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	153,500	19.00	2,916,500.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	402,000	5.52	2,219,040.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	88,000	42.95	3,779,600.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT	656,000	7.60	4,985,600.00	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,819,000	3.55	6,457,450.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	78,800	312.00	24,585,600.00	
小計		7,299,600		132,460,850.00	
				(1,922,006,933)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	26,500	24.18	640,770.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	48,500	11.24	545,140.00	
小計		75,000		1,185,910.00	
				(98,300,079)	
マレーシアリングgit	VITROX CORP BHD	106,700	7.12	759,704.00	
	MY EG SERVICES BHD	1,657,100	1.05	1,739,955.00	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	543,600	6.36	3,457,296.00	
小計		2,307,400		5,956,955.00	
				(161,493,050)	
タイバーツ	HOME PRODUCT CENTER PCL-FOR	829,500	15.30	12,691,350.00	
	THAI OIL PCL-FRGN	176,700	75.00	13,252,500.00	
	CP ALL PCL-FOREIGN	183,800	68.50	12,590,300.00	
	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	583,700	53.50	31,227,950.00	
	PTT PCL/FOREIGN	256,200	49.25	12,617,850.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL-FOR	116,800	64.75	7,562,800.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVICE-F	944,300	26.25	24,787,875.00	
	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	904,000	12.00	10,848,000.00	
小計		3,995,000		125,578,625.00	

				(431,990,470)	
フィリピンペソ	AYALA LAND INC	515,900	41.65	21,487,235.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	23,990	888.00	21,303,120.00	
	WILCON DEPOT INC	2,414,900	12.06	29,123,694.00	
小計		2,954,790		71,914,049.00	
				(155,334,345)	
インドネシアルピア	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	4,432,500	3,710.00	16,444,575,000.00	
	VALE INDONESIA TBK	2,318,800	2,980.00	6,910,024,000.00	
	ACE HARDWARE INDONESIA	3,436,400	1,505.00	5,171,782,000.00	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PER	2,219,400	3,740.00	8,300,556,000.00	
小計		12,407,100		36,826,937,000.00	
				(290,932,802)	
韓国ウォン	POSCO CHEMTECH CO LTD	8,481	68,000.00	576,708,000.00	
	SK HYNIX INC	15,837	71,500.00	1,132,345,500.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	26,296	18,900.00	496,994,400.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	63,825	43,150.00	2,754,048,750.00	
	NICE TOTAL CASH MANAGEMENT C	44,724	10,950.00	489,727,800.00	
	KOH YOUNG TECHNOLOGY INC	5,910	81,900.00	484,029,000.00	
小計		165,073		5,933,853,450.00	
				(602,879,510)	
新台湾ドル	DELTA ELECTRONICS INC	74,000	128.50	9,509,000.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	100,000	199.00	19,900,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	373,000	229.00	85,417,000.00	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	122,040	95.20	11,618,208.00	
	TCI CO LTD	24,000	502.00	12,048,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	40,000	356.00	14,240,000.00	
小計		733,040		152,732,208.00	
				(562,054,525)	
合計				4,224,991,715	
				(4,224,991,715)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
香港ドル	株式20銘柄	42.1%	45.5%
シンガポールドル	株式 2 銘柄	2.1%	2.3%
マレーシアリンギット	株式 3 銘柄	3.5%	3.8%
タイバーツ	株式 8 銘柄	9.5%	10.2%
フィリピンペソ	株式 3 銘柄	3.4%	3.7%
インドネシアルピア	株式 4 銘柄	6.4%	6.9%
韓国ウォン	株式 6 銘柄	13.2%	14.3%
新台湾ドル	株式 6 銘柄	12.3%	13.3%

(2) 株式以外の有価証券

(2018年11月30日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
香港ドル	LINK REIT	112,500	75.45	8,488,125.00	
小計		112,500		8,488,125.00	
				(123,162,693)	
投資信託受益証券計				123,162,693	
				(123,162,693)	
投資証券					
シンガポールドル	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	637,100	1.26	802,746.00	
小計		637,100		802,746.00	
				(66,539,615)	
投資証券計				66,539,615	
				(66,539,615)	
合計				189,702,308	
				(189,702,308)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
香港ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	2.7%	64.9%
シンガポールドル	投資証券 1 銘柄	1.5%	35.1%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2018年11月30日現在)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	91,743,261	-	91,738,832	4,429
	香港ドル	91,743,261	-	91,738,832	4,429
合計		-	-	-	4,429

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2018年11月30日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	101,981,706
国債証券	3,915,083,980
社債券	3,331,408,100
未収入金	243,329,000
未収利息	16,973,431
前払費用	2,108,270
流動資産合計	7,610,884,487
資産合計	7,610,884,487
負債の部	
流動負債	
未払金	254,986,270
未払解約金	15,603,000
その他未払費用	8,982
流動負債合計	270,598,252
負債合計	270,598,252
純資産の部	
元本等	
元本	4,854,536,322
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,485,749,913
元本等合計	7,340,286,235
純資産合計	7,340,286,235
負債純資産合計	7,610,884,487

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2018年11月30日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2018年1月23日から2019年1月21日までとなっております。

(その他の注記)

(2018年11月30日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)の元本状況	
期首(2017年12月1日)の元本額	4,581,214,752円
対象期間中の追加設定元本額	1,312,932,344円
対象期間中の一部解約元本額	1,039,610,774円
2018年11月30日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	2,399,320,494円
明治安田ライフプランファンド20	695,970,023円
明治安田ライフプランファンド50	383,351,430円
明治安田ライフプランファンド70	122,400,298円
楽天資産形成ファンド	1,192,756,717円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	3,602,054円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	36,149,880円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	13,412,014円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	7,573,412円
計	4,854,536,322円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5120円
(10,000口当たり純資産額)	(15,120円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式（2018年11月30日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(2018年11月30日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第394回利付国債2年	78,000,000	78,358,800	
	第394回利付国債2年	33,000,000	33,151,800	
	第394回利付国債2年	33,000,000	33,151,800	
	第1回利付国債40年	7,000,000	9,904,720	
	第2回利付国債40年	13,000,000	17,784,780	
	第3回利付国債40年	15,000,000	20,616,900	
	第4回利付国債40年	25,000,000	34,513,500	
	第5回利付国債40年	22,000,000	29,209,400	
	第6回利付国債40年	8,000,000	10,410,080	
	第11回利付国債40年	81,000,000	77,192,190	
	第11回利付国債40年	70,000,000	66,709,300	
	第352回利付国債10年	29,000,000	29,042,050	
	第352回利付国債10年	252,000,000	252,365,400	
	第352回利付国債10年	224,000,000	224,324,800	
	第24回利付国債30年	49,000,000	65,713,900	
	第27回利付国債30年	15,000,000	20,224,200	
	第28回利付国債30年	18,000,000	24,334,380	
	第29回利付国債30年	49,000,000	65,534,560	
	第57回利付国債30年	70,000,000	69,917,400	
	第59回利付国債30年	10,000,000	9,703,000	
	第60回利付国債30年	84,000,000	85,814,400	
	第142回利付国債20年	16,000,000	19,286,720	
	第145回利付国債20年	63,000,000	75,239,640	
	第146回利付国債20年	66,000,000	78,923,460	
	第146回利付国債20年	23,000,000	27,503,630	
	第146回利付国債20年	22,000,000	26,307,820	
	第149回利付国債20年	194,000,000	226,723,920	
	第149回利付国債20年	48,000,000	56,096,640	
	第149回利付国債20年	151,000,000	176,470,680	
	第150回利付国債20年	42,000,000	48,492,360	
	第152回利付国債20年	162,000,000	181,961,640	
	第153回利付国債20年	149,000,000	169,678,220	
	第154回利付国債20年	283,000,000	317,633,540	
	第155回利付国債20年	206,000,000	224,292,800	
	第155回利付国債20年	50,000,000	54,440,000	
	第156回利付国債20年	129,000,000	127,453,290	
	第157回利付国債20年	85,000,000	80,951,450	
	第161回利付国債20年	38,000,000	38,448,780	
	第161回利付国債20年	118,000,000	119,393,580	
	第161回利付国債20年	117,000,000	118,381,770	
	第164回利付国債20年	80,000,000	78,957,600	

	第165回利付国債20年	2,000,000	1,970,180	
	第165回利付国債20年	90,000,000	88,658,100	
	第166回利付国債20年	117,000,000	119,386,800	
	第26回メキシコ合衆国円貨債券	100,000,000	100,157,000	
	2017第1回インドネシア共和国円貨債券	100,000,000	100,297,000	
国債証券計		3,636,000,000	3,915,083,980	
社債券	第1回パークレイズ・ピーエルシー円貨社債(TLAC)	100,000,000	99,974,000	
	アフラック変動利付ユーロ円債47/10/23	100,000,000	103,812,000	
	第8回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	100,810,000	
	第10回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	100,330,000	
	第16回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	100,130,000	
	第17回東京電力パワーグリッド(一般担保付)	100,000,000	100,168,000	
	第1回積水ハウス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,229,500	
	太陽生命保険株式会社第5回A号劣後債	100,000,000	100,110,500	
	住友生命保険相互会社第2回A号劣後債	200,000,000	200,638,400	
	第1回日本生命第2回劣後ローン流動化劣後債	100,000,000	100,616,600	
	第1回ドンキホーテホールディングス無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	199,982,200	
	三菱商事株式会社第5回劣後特約付	100,000,000	100,697,700	
	第18回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,986,800	
	第11回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,066,700	
	第6回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債(劣後特約付)	100,000,000	100,789,700	
	第6回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債(劣後特約付)	100,000,000	100,789,700	
	第14回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	100,149,000	
	第16回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	100,000,000	
	第9回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	100,047,000	
	第17回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	100,298,000	
	第20回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	99,665,000	
	第1回MS&ADインシュアランスグループHD無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,514,800	
	三井住友海上火災保険第3回劣後債	100,000,000	101,142,300	
	損害保険ジャパン日本興亜第3回劣後債	200,000,000	202,589,200	
	第35回相鉄ホールディングス無担保社債	100,000,000	101,347,000	
	第14回光通信無担保社債	100,000,000	101,760,000	
	第18回光通信無担保社債	100,000,000	102,956,000	
	第51回ソフトバンクグループ無担保社債	100,000,000	103,688,000	
	第1回ソフトバンク無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	206,120,000	
社債券計		3,300,000,000	3,331,408,100	
合計			7,246,492,080	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2018年11月30日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	106,363,153
国債証券	14,102,004,688
未収利息	114,662,952
前払費用	11,686,350
流動資産合計	14,334,717,143
資産合計	14,334,717,143
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,450,000
その他未払費用	6,532
流動負債合計	3,456,532
負債合計	3,456,532
純資産の部	
元本等	
元本	10,943,970,564
剰余金	
剰余金又は欠損金（　）	3,387,290,047
元本等合計	14,331,260,611
純資産合計	14,331,260,611
負債純資産合計	14,334,717,143

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2018年11月30日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2018年4月25日から2019年4月24日までとなっております。

(その他の注記)

(2018年11月30日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)の元本状況	
期首(2017年12月1日)の元本額	9,030,111,303円
対象期間中の追加設定元本額	2,160,313,678円
対象期間中の一部解約元本額	246,454,417円
2018年11月30日現在の元本額の内訳	
楽天資産形成ファンド	372,390,840円
明治安田VA外国債券インデックス・ファンド(適格機関投資家専用)	7,776,548,828円
明治安田外国債券パッシブPファンド(適格機関投資家私募)	2,795,030,896円
計	10,943,970,564円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3095円
(10,000口当たり純資産額)	(13,095円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式（2018年11月30日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(2018年11月30日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 2.625%	14,015,000	13,971,203.12	
	US TREASURY N/B 2.625%	1,350,000	1,345,781.25	
	US TREASURY N/B 2.625%	2,690,000	2,681,593.75	
	US TREASURY N/B 2.625%	40,000	39,875.00	
	US TREASURY N/B 2%	4,283,000	4,182,951.81	
	US TREASURY N/B 1.5%	2,058,000	1,974,232.97	
	US TREASURY N/B 2.125%	2,543,000	2,470,484.77	
	US TREASURY N/B 2.125%	1,850,000	1,797,246.10	
	US TREASURY N/B 2.125%	1,110,000	1,078,347.66	
	US TREASURY N/B 2.125%	2,270,000	2,205,269.54	
	US TREASURY N/B 2.125%	240,000	233,156.25	
	US TREASURY N/B 2%	3,310,000	3,134,156.25	
	US TREASURY N/B 2%	2,330,000	2,206,218.75	
	US TREASURY N/B 2.75%	4,026,000	4,003,353.75	
	US TREASURY N/B 2%	3,069,000	2,853,450.71	
	US TREASURY N/B 6.125%	2,698,000	3,350,578.75	
	US TREASURY N/B 5.375%	394,000	485,512.65	
	US TREASURY N/B 4.5%	110,000	129,782.81	
	US TREASURY N/B 4.25%	1,540,000	1,773,045.32	
	US TREASURY N/B 3%	1,570,000	1,490,886.72	
	US TREASURY N/B 3%	3,310,000	3,123,295.31	
	US TREASURY N/B 3%	2,825,000	2,652,851.56	
小計		57,631,000	57,183,274.80	
			(6,488,586,191)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 3.75%	246,000	248,201.70	
	CANADA-GOV'T 3.25%	650,000	666,224.00	
	CANADA-GOV'T 3.25%	260,000	266,489.60	
	CANADA-GOV'T 1.5%	310,000	300,256.70	
	CANADA-GOV'T 1.5%	160,000	154,971.20	
	CANADA-GOV'T 1.5%	663,000	627,217.89	
	CANADA-GOV'T 5.75%	220,000	289,625.60	
	CANADA-GOV'T 5.75%	90,000	118,483.20	
	CANADA-GOV'T 5%	230,000	318,883.50	
	CANADA-GOV'T 4%	80,000	101,776.80	
	CANADA-GOV'T 3.5%	190,000	230,238.20	
	CANADA-GOV'T 3.5%	30,000	36,353.40	
小計		3,129,000	3,358,721.79	
			(286,902,015)	

オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 2%	850,000	847,989.75	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.5%	490,000	506,513.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	300,000	306,645.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	123,000	129,236.10	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	640,000	649,181.44	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	540,000	572,130.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	120,000	127,140.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	300,000	294,930.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	60,000	58,986.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3%	91,000	88,843.30	
	AUSTRALIAN GOVT. 3%	60,000	58,578.00	
小計		3,574,000	3,640,172.59	
			(302,425,538)	
イギリスポンド	TREASURY 1.5%	332,000	337,245.60	
	TREASURY 1.5%	140,000	142,212.00	
	TREASURY 1.75%	717,000	740,804.40	
	TREASURY 2.75%	330,000	362,340.00	
	TREASURY 4.25%	204,000	256,774.80	
	TREASURY 4.25%	60,000	75,522.00	
	TREASURY 4.25%	80,000	100,696.00	
	TREASURY 4.75%	241,000	327,675.65	
	TREASURY 4.75%	130,000	176,754.50	
	TREASURY 4.25%	653,000	887,133.15	
	TREASURY 4.25%	50,000	67,927.50	
	TREASURY 4.25%	236,000	332,677.40	
	TREASURY 4.25%	20,000	28,193.00	
	TREASURY 4.25%	1,711,000	2,522,441.75	
	TREASURY 4.25%	10,000	14,742.50	
	TREASURY 4.25%	40,000	58,970.00	
小計		4,954,000	6,432,110.25	
			(932,720,307)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 2.75%	351,000	360,512.10	
	SINGAPORE GOV'T 2.875%	328,000	339,939.20	
小計		679,000	700,451.30	
			(58,060,408)	
マレーシアリングgit	MALAYSIA GOVT 3.795%	165,000	164,661.58	
	MALAYSIAN GOV'T 4.392%	2,150,000	2,184,993.61	
小計		2,315,000	2,349,655.19	
			(63,699,152)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 5%	440,000	488,188.80	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	1,290,000	1,459,131.90	
	SWEDISH GOVRNMNT 2.5%	1,160,000	1,333,733.20	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	640,000	904,774.40	

小計		3,530,000	4,185,828.30	
			(52,364,712)	
ノルウェークロネ	NORWEGIAN GOV'T 2%	1,610,000	1,649,123.00	
	NORWEGIAN GOV'T 1.5%	280,000	276,136.00	
	NORWEGIAN GOV'T 1.5%	600,000	591,720.00	
小計		2,490,000	2,516,979.00	
			(33,425,481)	
デンマーククロネ	DENMARK - BULLET 3%	1,310,000	1,445,978.00	
	DENMARK - BULLET 7%	850,000	1,210,400.00	
	DENMARK - BULLET 4.5%	1,110,000	1,906,536.00	
小計		3,270,000	4,562,914.00	
			(78,984,041)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8%	1,370,000	1,359,314.00	
	MEXICAN BONOS 8%	8,571,000	8,234,159.70	
	MEXICAN BONOS 8%	840,000	806,988.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	6,890,000	6,474,533.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	690,000	648,393.00	
	MEXICAN BONOS 10%	1,380,000	1,416,945.63	
小計		19,741,000	18,940,333.33	
			(106,255,269)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5.5%	320,000	332,320.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	310,000	343,728.00	
	POLAND GOVT BOND 4%	1,641,000	1,760,136.60	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	390,000	479,622.00	
小計		2,661,000	2,915,806.60	
			(87,882,410)	
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 8%	5,820,000	5,260,698.00	
	REP SOUTH AFRICA 8%	290,000	262,131.00	
	REP SOUTH AFRICA 6.25%	5,550,000	3,984,900.00	
	REP SOUTH AFRICA 8.75%	260,000	232,440.00	
小計		11,920,000	9,740,169.00	
			(80,843,402)	
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 2.5%	191,000	203,583.08	
	DEUTSCHLAND REP 2.5%	360,000	383,716.80	
	DEUTSCHLAND REP 2.5%	170,000	181,199.60	
	DEUTSCHLAND REP 2.5%	720,000	767,433.60	
	DEUTSCHLAND REP 2%	865,000	932,816.00	
	DEUTSCHLAND REP 1.5%	490,000	528,945.20	
	DEUTSCHLAND REP 1.75%	220,000	242,932.80	
	DEUTSCHLAND REP 1.75%	348,000	384,275.52	
	DEUTSCHLAND REP 1.75%	278,000	306,978.72	

	DEUTSCHLAND REP 1.75%	140,000	154,593.60
	DEUTSCHLAND REP 6.5%	585,000	903,438.90
	DEUTSCHLAND REP 5.625%	410,000	610,744.20
	DEUTSCHLAND REP 5.5%	280,000	447,437.20
	DEUTSCHLAND REP 4.25%	510,000	844,723.20
	DEUTSCHLAND REP 4.25%	10,000	16,563.20
	DEUTSCHLAND REP 4.25%	60,000	99,379.20
	DEUTSCHLAND REP 2.5%	389,000	528,133.63
	DEUTSCHLAND REP 2.5%	30,000	40,730.10
	DEUTSCHLAND REP 2.5%	60,000	81,460.20
	BTPS 0.9%	157,000	151,222.40
	BTPS 4%	1,480,000	1,559,875.60
	BTPS 3.75%	640,000	677,248.00
	BTPS 4.75%	1,426,000	1,583,430.40
	BTPS 1.5%	250,000	232,475.00
	BTPS 1.5%	1,010,000	939,199.00
	BTPS 1.5%	40,000	37,196.00
	BTPS 4.5%	950,000	1,052,695.00
	BTPS 2.2%	272,000	256,169.60
	BTPS 4.75%	240,000	273,864.00
	BTPS 6%	780,000	983,892.00
	BTPS 5.75%	156,000	193,736.40
	BTPS 5%	868,000	1,013,476.80
	BTPS 4.75%	500,000	572,750.00
	FRANCE O.A.T. 2.5%	1,540,000	1,628,088.00
	FRANCE O.A.T. 3%	1,450,000	1,604,135.00
	FRANCE O.A.T. 3%	140,000	154,882.00
	FRANCE O.A.T. 4.25%	767,000	930,984.60
	FRANCE O.A.T. 1.75%	583,000	640,367.20
	FRANCE O.A.T. 3.5%	1,650,000	2,039,730.00
	FRANCE O.A.T. 3.5%	160,000	197,792.00
	FRANCE O.A.T. 3.5%	230,000	284,326.00
	FRANCE O.A.T. 5.5%	70,000	103,439.00
	FRANCE O.A.T. 2.5%	230,000	271,630.00
	FRANCE O.A.T. 5.75%	701,000	1,129,100.70
	FRANCE O.A.T. 4.5%	690,000	1,090,614.00
	FRANCE O.A.T. 4.5%	31,000	48,998.60
	FRANCE O.A.T. 4.5%	40,000	63,224.00
	FRANCE O.A.T. 3.25%	400,000	546,360.00
	FRANCE O.A.T. 3.25%	30,000	40,977.00
	FRANCE O.A.T. 4%	223,000	358,182.60
	NETHERLANDS GOVT 3.5%	300,000	320,280.00
	NETHERLANDS GOVT 3.5%	70,000	74,732.00
	NETHERLANDS GOVT 2.25%	280,000	306,936.00
	NETHERLANDS GOVT 2%	240,000	267,648.00
	NETHERLANDS GOVT 0.25%	70,000	70,714.00
	NETHERLANDS GOVT 0.75%	292,000	301,957.20

	NETHERLANDS GOVT 5.5%	150,000	219,600.00
	NETHERLANDS GOVT 2.5%	34,000	42,030.80
	NETHERLANDS GOVT 4%	170,000	259,998.00
	NETHERLANDS GOVT 4%	35,000	53,529.00
	NETHERLANDS GOVT 3.75%	70,000	110,768.00
	NETHERLANDS GOVT 3.75%	15,000	23,736.00
	NETHERLANDS GOVT 2.75%	110,000	155,287.00
	SPANISH GOV'T 2.15%	240,000	258,216.00
	SPANISH GOV'T 4.85%	908,000	995,258.80
	SPANISH GOV'T 5.85%	330,000	389,928.00
	SPANISH GOV'T 5.85%	407,000	480,911.20
	SPANISH GOV'T 4.8%	45,000	54,589.50
	SPANISH GOV'T 2.75%	863,000	962,374.45
	SPANISH GOV'T 1.3%	1,074,000	1,082,377.20
	SPANISH GOV'T 5.75%	234,000	343,020.60
	SPANISH GOV'T 5.75%	450,000	659,655.00
	SPANISH GOV'T 4.2%	100,000	130,020.00
	SPANISH GOV'T 4.9%	360,000	513,216.00
	SPANISH GOV'T 5.15%	374,000	556,100.60
	BELGIAN 0318 3.75%	540,000	582,660.00
	BELGIAN 4.25%	58,000	68,063.00
	BELGIAN 2.25%	170,000	188,054.00
	BELGIAN 0.8%	185,000	190,994.00
	BELGIAN 0.8%	70,000	72,268.00
	BELGIAN 0291 5.5%	200,000	286,140.00
	BELGIAN 0291 5.5%	130,000	185,991.00
	BELGIAN 0335 1%	230,000	228,229.00
	BELGIAN 0304 5%	390,000	600,600.00
	BELGIAN 0331 3.75%	180,000	257,040.00
	BELGIAN 0331 3.75%	30,000	42,840.00
	REP OF AUSTRIA 3.9%	160,000	171,680.00
	REP OF AUSTRIA 3.5%	160,000	177,808.00
	REP OF AUSTRIA 1.75%	260,000	283,998.00
	REP OF AUSTRIA 1.2%	180,000	192,114.00
	REP OF AUSTRIA 6.25%	155,000	231,089.50
	REP OF AUSTRIA 4.15%	125,000	187,387.50
	REP OF AUSTRIA 4.15%	79,000	118,428.90
	REP OF AUSTRIA 3.15%	164,000	229,649.20
	FINNISH GOV'T 1.5%	140,000	150,283.00
	FINNISH GOV'T 1.5%	190,000	203,955.50
	FINNISH GOV'T 2.75%	192,000	231,398.40
	FINNISH GOV'T 2.625%	50,000	65,595.00
	IRISH GOVT 0.8%	20,000	20,622.00
	IRISH GOVT 4.5%	210,000	224,490.00
	IRISH GOVT 3.9%	30,000	35,040.00
	IRISH GOVT 3.9%	134,000	156,512.00
	IRISH GOVT 5.4%	180,000	235,134.00

	IRISH GOVT 2.4%	90,000	102,186.00	
	IRISH GOVT 2%	70,000	72,632.00	
	IRISH GOVT 2%	15,000	15,564.00	
	IRISH GOVT 2%	42,000	43,579.20	
小計		35,870,000	42,804,054.20	
			(5,529,855,762)	
国債証券計			14,102,004,688	
			(14,102,004,688)	
合計			14,102,004,688	
			(14,102,004,688)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券14銘柄	45.3%	46.0%
カナダドル	国債証券8銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリアドル	国債証券8銘柄	2.1%	2.1%
イギリスポンド	国債証券8銘柄	6.5%	6.6%
シンガポールドル	国債証券2銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングgit	国債証券2銘柄	0.4%	0.5%
スウェーデンクローナ	国債証券4銘柄	0.4%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券2銘柄	0.2%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券3銘柄	0.6%	0.6%
メキシコペソ	国債証券4銘柄	0.7%	0.8%
ポーランドズロチ	国債証券4銘柄	0.6%	0.6%
南アフリカランド	国債証券3銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券76銘柄	38.6%	39.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間（2018年12月1日から2019年5月31日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【楽天資産形成ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間末 (2018年11月30日現在)	第11期中間計算期間末 (2019年5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	167,857,441	158,633,800
親投資信託受益証券	4,692,640,093	4,573,827,001
未収入金	17,540,000	-
流動資産合計	4,878,037,534	4,732,460,801
資産合計	4,878,037,534	4,732,460,801
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,009,249	-
未払解約金	22,923,767	3,806,086
未払受託者報酬	1,303,509	1,287,435
未払委託者報酬	11,731,510	11,586,876
その他未払費用	143,941	142,895
流動負債合計	41,111,976	16,823,292
負債合計	41,111,976	16,823,292
純資産の部		
元本等		
元本	2,504,624,626	2,496,481,313
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	2,332,300,932	2,219,156,196
(分配準備積立金)	593,497,242	541,696,524
元本等合計	4,836,925,558	4,715,637,509
純資産合計	4,836,925,558	4,715,637,509
負債純資産合計	4,878,037,534	4,732,460,801

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第10期中間計算期間 (自 2017年12月1日 至 2018年5月31日)	第11期中間計算期間 (自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)
営業収益		
有価証券売買等損益	9,954,654	91,313,092
営業収益合計	9,954,654	91,313,092
営業費用		
受託者報酬	1,200,807	1,287,435
委託者報酬	10,807,149	11,586,876
その他費用	199,103	211,384
営業費用合計	12,207,059	13,085,695
営業利益又は営業損失()	22,161,713	104,398,787
経常利益又は経常損失()	22,161,713	104,398,787
中間純利益又は中間純損失()	22,161,713	104,398,787
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,047,383	5,179,165
期首剰余金又は期首欠損金()	2,090,594,568	2,332,300,932
剰余金増加額又は欠損金減少額	422,908,981	199,270,427
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	422,908,981	199,270,427
剰余金減少額又は欠損金増加額	205,353,425	213,195,541
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	205,353,425	213,195,541
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	2,283,941,028	2,219,156,196

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2018年12月1日から2019年12月2日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2018年12月1日から2019年5月31日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第10期計算期間末 (2018年11月30日現在)	第11期中間計算期間末 (2019年5月31日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,504,624,626口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,496,481,313口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9312円 (10,000口当たり純資産額) (19,312円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8889円 (10,000口当たり純資産額) (18,889円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期中間計算期間 (自 2017年12月1日 至 2018年5月31日)	第11期中間計算期間 (自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 679,096円	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 761,322円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の時価等に関する事項

	第10期計算期間 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	第11期中間計算期間 (自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第10期計算期間 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	第11期中間計算期間 (自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)
期首元本額	2,141,624,123円	2,504,624,626円
期中追加設定元本額	768,238,699円	221,277,029円
期中一部解約元本額	405,238,196円	229,420,342円

2. デリバティブ取引関係

第10期計算期間末(2018年11月30日現在)

該当事項はございません。

第11期中間計算期間末(2019年5月31日現在)

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2019年5月31日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	93,689,888
株式	3,411,233,100
未収入金	11,971,515
未収配当金	30,396,350
流動資産合計	3,547,290,853
資産合計	3,547,290,853
負債の部	
流動負債	
未払金	24,350,828
その他未払費用	7,838
流動負債合計	24,358,666
負債合計	24,358,666
純資産の部	
元本等	
元本	2,870,834,871
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	652,097,316
元本等合計	3,522,932,187
純資産合計	3,522,932,187
負債純資産合計	3,547,290,853

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年5月31日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年1月22日から2020年1月21日までとなっております。

(その他の注記)

(2019年5月31日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2018年12月1日 至 2019年5月31日）の元本状況	
期首（2018年12月1日）の元本額	2,863,682,421円
対象期間中の追加設定元本額	217,343,901円
対象期間中の一部解約元本額	210,191,451円
2019年5月31日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式ファンド	689,661,999円
明治安田ライフプランファンド20	201,135,440円
明治安田ライフプランファンド50	434,019,724円
明治安田ライフプランファンド70	345,397,864円
明治安田外債日本株ファンド	183,561,664円
楽天資産形成ファンド	973,375,298円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	9,752,611円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	14,422,003円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	19,508,268円
計	2,870,834,871円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2271円
（10,000口当たり純資産額）	(12,271円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2019年5月31日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	13,543,006
金銭信託	20,801,184
株式	2,277,278,743
投資信託受益証券	92,154,456
投資証券	76,779,567
未収配当金	4,050,055
流動資産合計	2,484,607,011
資産合計	2,484,607,011
負債の部	
流動負債	
未払金	8,725,021
その他未払費用	1,455
流動負債合計	8,726,476
負債合計	8,726,476
純資産の部	
元本等	
元本	947,893,569
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,527,986,966
元本等合計	2,475,880,535
純資産合計	2,475,880,535
負債純資産合計	2,484,607,011

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
<p>2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
<p>3. 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
<p>4. その他</p>	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年5月31日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年4月23日から2020年4月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年5月31日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)の元本状況	
期首(2018年12月1日)の元本額	937,718,399円
対象期間中の追加設定元本額	80,832,523円
対象期間中の一部解約元本額	70,657,353円
2019年5月31日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	231,591,155円
明治安田ライフプランファンド20	15,939,610円
明治安田ライフプランファンド50	68,622,038円
明治安田ライフプランファンド70	61,461,127円
フコク株25大河	40,195,481円
フコク株50大河	90,460,657円
フコク株75大河	119,733,701円
楽天資産形成ファンド	299,434,565円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	11,355,768円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	796,792円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	2,383,071円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	3,627,239円
大河25VA 適格機関投資家専用	352,341円
大河50VA 適格機関投資家専用	671,747円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,268,277円
計	947,893,569円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6120円
(10,000口当たり純資産額)	(26,120円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田欧州株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2019年5月31日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	76,780,907
金銭信託	31,978,517
株式	2,070,602,578
未収入金	1,726,275
未収配当金	5,463,548
流動資産合計	2,186,551,825
資産合計	2,186,551,825
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	27,032
未払金	62,292,283
その他未払費用	3,030
流動負債合計	62,322,345
負債合計	62,322,345
純資産の部	
元本等	
元本	1,117,682,382
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,006,547,098
元本等合計	2,124,229,480
純資産合計	2,124,229,480
負債純資産合計	2,186,551,825

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年5月31日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年1月22日から2020年1月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年5月31日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)の元本状況	
期首(2018年12月1日)の元本額	1,199,255,836円
対象期間中の追加設定元本額	86,857,656円
対象期間中の一部解約元本額	168,431,110円
2019年5月31日現在の元本額の内訳	
欧州厳選株式ファンド	360,660,079円
明治安田欧州株式ファンド	159,245,863円
明治安田ライフプランファンド20	21,840,202円
明治安田ライフプランファンド50	94,189,956円
明治安田ライフプランファンド70	84,386,582円
フコク株25大河	36,975,126円
フコク株50大河	83,399,297円
フコク株75大河	110,543,029円
楽天資産形成ファンド	146,675,218円
明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	8,297,728円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	1,104,633円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	3,276,745円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	4,986,619円
大河25VA 適格機関投資家専用	323,068円
大河50VA 適格機関投資家専用	615,391円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,162,846円
計	1,117,682,382円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9006円
(10,000口当たり純資産額)	(19,006円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アジア株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2019年5月31日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	103,376,617
金銭信託	66,885,039
株式	4,099,816,524
投資信託受益証券	74,394,992
投資証券	74,239,287
未収入金	168,176
未収配当金	22,740,157
流動資産合計	4,441,620,792
資産合計	4,441,620,792
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	15,523
未払金	31,763,507
その他未払費用	9,565
流動負債合計	31,788,595
負債合計	31,788,595
純資産の部	
元本等	
元本	909,726,459
剰余金	
剰余金又は欠損金()	3,500,105,738
元本等合計	4,409,832,197
純資産合計	4,409,832,197
負債純資産合計	4,441,620,792

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年5月31日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年4月23日から2020年4月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年5月31日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2018年12月1日 至 2019年5月31日）の元本状況	
期首（2018年12月1日）の元本額	917,009,119円
対象期間中の追加設定元本額	384,696円
対象期間中の一部解約元本額	7,667,356円
2019年5月31日現在の元本額の内訳	
楽天資産形成ファンド	9,141,432円
明治安田VAアジア株式ファンド（適格機関投資家専用）	900,585,027円
計	909,726,459円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4.8474円
（10,000口当たり純資産額）	（48,474円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2019年5月31日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	88,563,043
国債証券	4,165,067,910
特殊債券	100,815,000
社債券	3,134,093,700
未収入金	1,271,162,250
未収利息	19,760,860
前払費用	1,747,862
流動資産合計	8,781,210,625
資産合計	8,781,210,625
負債の部	
流動負債	
未払金	1,266,855,220
その他未払費用	8,832
流動負債合計	1,266,864,052
負債合計	1,266,864,052
純資産の部	
元本等	
元本	4,817,363,192
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,696,983,381
元本等合計	7,514,346,573
純資産合計	7,514,346,573
負債純資産合計	8,781,210,625

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年5月31日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、2019年1月22日から2020年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(2019年5月31日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)の元本状況	
期首(2018年12月1日)の元本額	4,854,536,322円
対象期間中の追加設定元本額	543,135,680円
対象期間中の一部解約元本額	580,308,810円
2019年5月31日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	2,538,610,151円
明治安田ライフプランファンド20	667,566,021円
明治安田ライフプランファンド50	374,666,286円
明治安田ライフプランファンド70	119,144,993円
楽天資産形成ファンド	1,059,345,001円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	3,594,290円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	34,397,365円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	13,022,214円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	7,016,871円
計	4,817,363,192円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5598円
(10,000口当たり純資産額)	(15,598円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2019年5月31日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	2,766,542
金銭信託	119,024,108
国債証券	15,212,081,578
未収利息	117,078,318
前払費用	9,693,022
流動資産合計	15,460,643,568
資産合計	15,460,643,568
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	7,201
流動負債合計	7,201
負債合計	7,201
純資産の部	
元本等	
元本	11,752,137,108
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,708,499,259
元本等合計	15,460,636,367
純資産合計	15,460,636,367
負債純資産合計	15,460,643,568

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2019年5月31日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、2019年4月25日から2020年4月24日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2019年5月31日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)の元本状況	
期首(2018年12月1日)の元本額	10,943,970,564円
対象期間中の追加設定元本額	844,021,513円
対象期間中の一部解約元本額	35,854,969円
2019年5月31日現在の元本額の内訳	
楽天資産形成ファンド	472,655,566円
明治安田VA外国債券インデックス・ファンド(適格機関投資家専用)	7,763,034,424円
明治安田外国債券パッシブPファンド(適格機関投資家私募)	3,516,447,118円
計	11,752,137,108円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3156円
(10,000口当たり純資産額)	(13,156円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

(2019年6月28日現在)

【純資産額計算書】

資産総額	4,799,705,768 円
負債総額	5,773,827 円
純資産総額 (-)	4,793,931,941 円
発行済口数	2,498,259,881 口
1口当たり純資産額 (/)	1.9189 円
(1万口当たり純資産額)	(19,189 円)

(参考)

・明治安田日本株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	3,821,151,743 円
負債総額	207,066,189 円
純資産総額 (-)	3,614,085,554 円
発行済口数	2,900,328,764 口
1口当たり純資産額 (/)	1.2461 円
(1万口当たり純資産額)	(12,461 円)

・明治安田アメリカ株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	2,560,666,715 円
負債総額	2,750,817 円
純資産総額 (-)	2,557,915,898 円
発行済口数	949,620,676 口
1口当たり純資産額 (/)	2.6936 円
(1万口当たり純資産額)	(26,936 円)

．明治安田欧州株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	2,145,274,850 円
負債総額	32,767 円
純資産総額（ - ）	2,145,242,083 円
発行済口数	1,102,021,872 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9466 円
（1万口当たり純資産額）	（19,466 円）

．明治安田アジア株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	4,758,645,185 円
負債総額	6,640 円
純資産総額（ - ）	4,758,638,545 円
発行済口数	908,989,891 口
1口当たり純資産額（ / ）	5.2351 円
（1万口当たり純資産額）	（52,351 円）

．明治安田日本債券マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	8,175,890,222 円
負債総額	577,138,927 円
純資産総額（ - ）	7,598,751,295 円
発行済口数	4,825,630,956 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5747 円
（1万口当たり純資産額）	（15,747 円）

．明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	15,656,503,396 円
負債総額	10,544 円
純資産総額（ - ）	15,656,492,852 円
発行済口数	11,750,307,096 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3324 円
（1万口当たり純資産額）	（13,324 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

(5) 振替受益権

受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年6月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	146 本	1,660,952,094,629 円
単位型株式投資信託	5 本	20,617,245,327 円
合計	151 本	1,681,569,339,956 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,848,374	8,783,641
前払費用	120,943	166,084
未収委託者報酬	1,195,215	1,653,543
未収運用受託報酬	121,276	124,755
未収投資助言報酬	241,655	256,406
その他	171	186
流動資産合計	10,527,636	10,984,617
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 183,994	¹ 167,904
器具備品	¹ 171,123	¹ 153,164
建設仮勘定	258	35,501
有形固定資産合計	355,375	356,569
無形固定資産		
ソフトウェア	72,467	60,361
電話加入権	6,662	6,662
その他	26	3
ソフトウェア仮勘定	-	13,000
無形固定資産合計	79,156	80,028
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,022
長期差入保証金	181,690	181,690
長期前払費用	5,381	4,920
前払年金費用	65,364	45,606
繰延税金資産	23,583	43,576
投資その他の資産合計	276,019	277,816
固定資産合計	710,552	714,413
資産合計	11,238,188	11,699,031

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	66,282	87,372
未払金	947,328	917,223
未払収益分配金	132	134
未払償還金	7,137	-
未払手数料	411,569	600,682
その他未払金	528,489	316,406
未払費用	34,681	40,858
未払法人税等	237,896	398,894
未払消費税等	59,288	93,070
賞与引当金	111,465	125,179
流動負債合計	1,456,943	1,662,600
固定負債		
資産除去債務	58,490	58,882
固定負債合計	58,490	58,882
負債合計	1,515,433	1,721,483
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,032,929	2,287,707
利益剰余金合計	5,207,971	5,462,748
株主資本合計	9,722,754	9,977,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	15
評価・換算差額等合計	-	15
純資産合計	9,722,754	9,977,548
負債・純資産合計	11,238,188	11,699,031

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,855,026	6,438,402
受入手数料	5,274	4,468
運用受託報酬	1,999,074	1,821,257
投資助言報酬	435,317	581,193
営業収益合計	7,294,693	8,845,322
営業費用		
支払手数料	1,675,008	2,241,473
広告宣伝費	70,117	43,065
公告費	-	375
調査費	1,378,602	1,580,451
調査費	574,087	584,064
委託調査費	804,514	996,386
委託計算費	341,672	365,866
営業雑経費	98,265	157,569
通信費	14,032	22,936
印刷費	70,234	118,976
協会費	8,466	9,325
諸会費	5,531	5,804
営業雑費	0	525
営業費用合計	3,563,665	4,388,800
一般管理費		
給料	1,504,298	1,657,528
役員報酬	64,993	76,585
給料・手当	1,163,033	1,269,478
賞与	276,272	311,465
賞与引当金繰入	111,465	125,179
法定福利費	229,143	251,898
福利厚生費	37,638	31,313
交際費	1,309	2,071
寄付金	200	200
旅費交通費	29,907	34,359
租税公課	61,257	71,711
不動産賃借料	157,238	202,713
退職給付費用	43,818	84,659
固定資産減価償却費	75,829	88,029
事務委託費	97,645	98,081
諸経費	78,926	99,121
一般管理費合計	2,428,681	2,746,868
営業利益	1,302,346	1,709,653

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業外収益		
受取利息	179	179
受取配当金	9	-
投資有価証券売却益	98	-
償還金等時効完成分	28	7,169
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,164	¹ 1,332
為替差益	631	-
雑益	663	691
営業外収益合計	2,775	9,373
営業外費用		
為替差損	-	48
雑損失	663	1,547
時効成立後支払償還金	1,564	-
営業外費用合計	2,228	1,596
経常利益	1,302,892	1,717,430
特別損失		
固定資産除却損	² 10,559	-
移設関連費用	30,245	-
特別損失合計	40,805	-
税引前当期純利益	1,262,087	1,717,430
法人税、住民税及び事業税	372,601	548,652
法人税等調整額	44,522	19,999
法人税等合計	328,078	528,652
当期純利益	934,008	1,188,777

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,789,505	4,964,546	9,479,330
当期変動額					
剰余金の配当			690,584	690,584	690,584
当期純利益			934,008	934,008	934,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	243,424	243,424	243,424
当期末残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	36	36	9,479,367
当期変動額			
剰余金の配当			690,584
当期純利益			934,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	36	36	36
当期変動額合計	36	36	243,387
当期末残高	-	-	9,722,754

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754
当期変動額					
剰余金の配当			933,999	933,999	933,999
当期純利益			1,188,777	1,188,777	1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	254,777	254,777	254,777
当期末残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,722,754
当期変動額			
剰余金の配当			933,999
当期純利益			1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	254,793
当期末残高	15	15	9,977,548

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 （1）有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年

<p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」57,561千円は「固定負債」の「繰延税金負債」33,978千円と相殺して、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」23,583千円として表示しており、変更前と比べ資産合計が33,978千円、負債合計が33,978千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	33,110千円	50,882千円
器具備品	233,830千円	283,070千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,164千円	1,332千円

2 前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に建物付属設備6,108千円、システム関係3,084千円、什器備品1,362千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	690,584,268円	36,564円00銭	2017年3月31日	2017年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1年内	8,789	8,789
1年超	29,296	20,507
合計	38,085	29,296

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。差入保証金は、賃貸借契約先の森ビルに対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されており、差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価格の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,848,374	8,848,374	-
(2) 未収委託者報酬	1,195,215	1,195,215	-
(3) 未収運用受託報酬	121,276	121,276	-
(4) 未収投資助言報酬	241,655	241,655	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	-	-	-
(6) 長期差入保証金	181,690	181,208	481
資産計	10,588,211	10,587,730	481
(1) 未払手数料	411,569	411,569	-
(2) その他未払金	528,489	528,489	-
負債計	940,058	940,058	-

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,783,641	8,783,641	-
(2) 未収委託者報酬	1,653,543	1,653,543	-
(3) 未収運用受託報酬	124,755	124,755	-
(4) 未収投資助言報酬	256,406	256,406	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	2,022	2,022	-
(6) 長期差入保証金	181,690	184,263	2,572
資産計	11,002,059	11,004,632	2,572
(1) 未払手数料	600,682	600,682	-
(2) その他未払金	316,406	316,406	-
負債計	917,089	917,089	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,848,087	-	-	-
未収委託者報酬	1,195,215	-	-	-
未収運用受託報酬	121,276	-	-	-
未収投資助言報酬	241,655	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	-	-	181,690	-
合計	10,406,234	-	181,690	-

当事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,783,536	-	-	-
未収委託者報酬	1,653,543	-	-	-
未収運用受託報酬	124,755	-	-	-
未収投資助言報酬	256,406	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	1,004	-	-
長期差入保証金	-	-	181,690	-
合計	10,818,241	1,004	181,690	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,022	2,000	22
小計	2,022	2,000	22
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	2,022	2,000	22

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	1,198	98	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	48,679	千円
退職給付費用	43,818	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	60,503	"
前払年金費用の期末残高	65,364	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	618,696	千円
年金資産	684,333	"
	65,637	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,364	"
前払年金費用	65,364	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,364	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	43,818	千円
----------------	--------	----

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	65,364	千円
退職給付費用	84,659	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	64,901	"
前払年金費用の期末残高	45,606	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	702,199	千円
年金資産	748,078	"
	45,879	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"
前払年金費用	45,606	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	84,659	千円
----------------	--------	----

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	34,130	千円	38,330	千円
未払事業税	16,621	"	24,142	"
資産除去債務	17,909	"	18,029	"
その他	8,629	"	9,379	"
繰延税金資産小計	77,291	"	89,882	"
評価性引当額	19,484	"	19,573	"
繰延税金資産合計	57,806	"	70,308	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	-	"	7	"
資産除去費用	14,208	"	12,760	"
前払年金費用	20,014	"	13,964	"
繰延税金負債合計	34,222	"	26,732	"
繰延税金資産の純額	23,583	"	43,576	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
法定実効税率	30.86	%	-	%
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02	"	-	"
評価性引当額の増減	4.08	"	-	"
雇用拡大促進税制の特別控除	1.03	"	-	"
住民税均等割	0.18	"	-	"
その他	0.04	"	-	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.99	%	-	%

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.027%～1.314%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
期首残高	28,843	千円	58,490	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29,266	"	-	"
時の経過による調整額	380	"	391	"
期末残高	58,490	千円	58,882	千円

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への営業収益	4,855,026	5,274	1,999,074	435,317	7,294,693

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への営業収益	6,438,402	4,468	1,821,257	581,193	8,845,322

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	396,472	未収投資助言報酬	221,851
							支払手数料料	351,238	未払手数料料	114,770

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	406,364	未収投資助言報酬	215,154
							支払手数料料	438,123	未払手数料料	126,032

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

（注）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	514,785円55銭	528,275円96銭
1株当たり当期純利益金額	49,452円47銭	62,941円57銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,722,754	9,977,548
普通株式に係る純資産額（千円）	9,722,754	9,977,548
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益（千円）	934,008	1,188,777
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-

普通株式に係る当期純利益(千円)	934,008	1,188,777
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

(2018年12月末現在)

名称	資本金の額 (ポンド)	事業の内容
ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	318,000,000	イギリスにおいて、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでおります。

< 明治安田アジア株式マザーファンド >

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (香港ドル)	事業の内容
ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)リミテッド	942,400,690	香港において、内外の有価証券等に係る投資顧問業、投資信託業およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

(参考情報：再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額及び事業の内容

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
 - ・ 詳細情報の入手方法
 - 委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）、電話番号および受付時間等
 - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月7日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蓑輪 康喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年1月18日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天資産形成ファンドの2017年12月1日から2018年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天資産形成ファンドの2018年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年7月19日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天資産形成ファンドの2018年12月1日から2019年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天資産形成ファンドの2019年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年12月1日から2019年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。